

令和5年第1回会津坂下町議会定例会会議録

令和5年3月2日から令和5年3月16日まで第1回定例会が町役場議場に招集された。

令和5年3月2日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 佐藤宗太	8番 山口享	9番 青木美貴子
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 小畑博司	14番 水野孝一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	五十嵐 隆 裕	書 記	中 村 夏 実
書 記	加 藤 秀 法		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	古川 庄 平	副 町 長	板 橋 正 良
教 育 長	鈴木 茂 雄	総 務 課 長	佐 藤 銀 四 郎
政策財政課長	佐 藤 秀 一	生 活 課 長	新 井 田 英
建 設 課 長	古 川 一 夫	産 業 課 長	宇 内 勝 良
庁舎整備課長	遠 藤 幸 喜	会 計 管 理 者	田 部 嘉 之
教 育 課 長	上 谷 圭 一	子 ども 課 長	佐 藤 美 千 代
監 査 委 員	仙 波 利 郎		

◎開会及び会議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回会津坂下町議会定例会を開会いたします。（開会 午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程（第1号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、4番、赤城大地君、5番、横山智代君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（水野孝一君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第1回定例会の会期は、お手元にお配りした会期日程（案）のとおり、本日3月2日から3月16日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、3月2日から3月16日までの15日間と決定いたしました。

◎諸報告について

◎議長（水野孝一君）

日程第3、諸報告についてであります。議長より報告3件を提出いたします。

初めに、町長から報告1件の提出がありました。議長報告第1号「株式会社社会津ばんげ公共サービス経営状況及び清算終了について」であります。

朗読を省略して、内容の説明を求めます。

まず、議長報告第1号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

おはようございます。

議長報告第1号、町長報告第1号「株式会社社会津ばんげ公共サービス経営状況及び清算結了」についてご説明させていただきます。

町が出資している法人、株式会社社会津ばんげ公共サービスの経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告するものであります。

まず、第30期株式会社社会津ばんげ公共サービス営業報告書及び決算書についてご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

第30期の概況報告については、主たる管理運営施設である糸桜里の湯ばんげの指定管理が令和4年3月31日をもって満了となり、その他の施設についても委託期間が満了となったことから、令和4年6月30日をもって、株式会社社会津ばんげ公共サービスは解散することとなりました。

次に、施設管理運営業務については、これまで発行してきました利用券等の払戻しを実施し、払戻期間中に128名、69万9,410円の払戻しを実施してまいりました。

最後に、これまでご支援・ご協力をいただきました関係各位に感謝申し上げ、今後は債権者保護を最優先に誠実かつ正確に清算業務を進めることといたしました。

2ページ、3ページをご覧ください。

2の営業経過報告であります。

2ページは、会社総務部門に関する会議等の開催内容、3ページは、施設管理部門に関する事業の報告を記載しております。4ページは、会社の概況報告であります。

次に、決算報告書であります。6ページをご覧ください。

令和4年6月30日現在の貸借対照表であります。資産の合計が3,046万5,540円、負債の合計が30万9,095円であります。

7ページをご覧ください。

純資産の部ですが、純資産の合計が3,015万6,445円、負債・純資産の合計は、3,046万5,540円となります。

8ページをご覧ください。

損益計算書であります。税引前の当期純損失が624万5,974円であり、法人税等が4万6,200円ですので、当期純損失は、629万2,174円となりました。

9ページは、株主資本等変動計算書であります。

ここでは株主資本の内訳を記載しており、当期純損失の629万2,174円により、利益剰余金の当期末残高は、615万6,445円となりました。

10ページは、監査報告書、11ページは、令和4年6月30日現在の財産目録、12ページは、資産の再評価後の6月30日現在の貸借対照表であり、これをもとに7月1日からの清算事業年度が始まっております。

続きまして、第31期株式会社社会津ばんげ公共サービス清算書について、ご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

株式会社津ばんげ公共サービスは、令和4年6月30日の臨時株主総会の決議により解散が決定し、第31期は、清算人による清算事務を行い、清算人の登記、債権申出の催告、会社備品等の公売等を実施し、12月26日をもって清算が終了、残余財産が確定いたしました。

3 ページの清算報告書、貸借対照表をご覧ください。

資産の合計は固定資産を処分したことにより、流動資産のみとなり、2,198万7,605円となりました。

負債の合計は、7万7,000円、利益剰余金合計がマイナス208万9,395円であったことから、純資産の合計は、2,191万605円であり、負債・純資産の合計は、2,198万7,605円となりました。

4 ページをご覧ください。損益計算書であります。

税引前の当期純損失は、清算事務に要した経費等により、816万8,840円であり、法人税等が7万7,000円ですので、当期純損失は、824万5,840円になりました。

5 ページは、株主資本等変動計算書であります。

ここでは、株主資本の内訳を記載しており、当期純損失824万5,840円により、利益剰余金の当期末残高は、マイナス208万9,395円となり、株主資本は、2,191万605円となりました。

6 ページは、財産目録、7 ページは、残余財産分配計算書であります。

残余財産の分配については、出資割合に応じて分配することとなりますが、町は出資した資本金の権利の一部を放棄し、町以外が出資した資本金については、全額保全することとしていることから、分配額は記載のとおりとなります。

なお、残余財産の確定に伴い、放棄した権利の額に変更が生じることから、本定例会において、放棄した権利の額の変更について提案させていただきます。

以上、説明を申し上げ、報告とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

以上説明のとおりでありますので、ご承知願います。

続いて、議長報告第2号「例月出納検査の結果報告について」及び議長報告第3号「諸般の報告（第1号）について」の2件であります。朗読、説明を省略いたしますので、お手元にお配りした印刷物によりご承知願います。

以上をもって諸報告を終わります。

◎町長施政方針について

◎議長（水野孝一君）

日程第4、町長施政方針について説明を求めます。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和5年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用にもかかわらず、ご出席を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

私は、令和5年度を新しいまちづくり元年と位置づけ、人口減少等の課題に果敢に取り組むとともに、将来にわたり住み続けたいと感じられるまちづくりを実現するため、第六次会津坂下町振興計画の将来像である「やっぱり“ばんげ”がいい！～住み続けたい、やりたい事があふれるまち～」を目指して、各種施策や事業を策定いたしました。

特に、役場新庁舎につきましては、質の高い住民サービスを継続的に提供する拠点である必要があるため、町民の生命・財産を守り、町民の安全・安心の確保や、災害時における円滑な復旧復興の拠点となり得る場所に建設するべきであると考えます。そのため、20年、30年後を見据え、建設場所を旧坂下厚生総合病院跡地としたものであり、本庁が会津西部地区の中核としての機能を果たせるよう、周辺地域の一体的な利活用を図ってまいります。

現役場庁舎周辺の跡地利用につきましては、中心市街地活性化のため、町民の皆様や専門家のご意見をいただきながら、人が集い、にぎわいを創出する空間を整備してまいります。

さて、本定例会に提出いたしました主な案件の概要を申し上げるとともに、当面する町行政の諸課題について、議員の皆様をはじめ、町民各位のご理解を賜りたいと存じます。

まず、本議会に提案する主な案件について申し上げます。

初めに、固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、ご尽力いただきました委員の任期満了に伴い、その後任について提案し、ご同意を賜りたく上程するものであります。

次に、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、ご尽力いただきました委員の任期満了に伴い、その後任について提案し、ご意見を賜りたく上程するものです。

次に、職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、最近のガソリン価格の変動など、通勤の実情を踏まえ、県に準拠し通勤手当を改正するものであります。また、日直手当について、現在の額が労働基準監督署が算定する基準算定額を下回っていることから、県に準拠し改正するものであります。

次に、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例の一部改正につきましては、農業委員会会長、農業委員及び農地最適化推進委員報酬の活動に活動状況に応じた能率給の上乗せ支給と、特別職、非常勤の身分を有する学校運営協議会委員を特別職非常勤に追加するものであります。

次に、こども家庭庁の設置に伴う条例改正や、感染症及び通園バスでの安全基準の改

正等に伴う関係条例を改正するものであります。

現在、国の子育て施策の転換期であるため、国の動向に注視しながらも、町の状況に合わせ、子供のための切れ目のない伴走型の子育て支援を継続して行い、子育てに喜びを感じ、子供が心身ともに健やかに育つ町を目指してまいります。

次に、放棄した権利の額の変更につきましては、令和4年12月26日に開催された臨時株主総会をもって、株式会社津ばんげ公共サービスの清算が全て終了しました。それに伴い、残余財産が確定したことから、令和4年9月定例会において承認いただいた、町が放棄した資本金の権利について、その金額を変更するものであります。

次に、令和5年度一般会計予算及び特別会計予算について申し上げます。

初めに、令和5年度一般会計当初予算について申し上げます。

令和5年度当初予算の予算総額は、前年度予算と比較して1億1,000万円増の76億1,000万円といたしました。

新しいまちづくり元年として、地域活性化の取組を継続するとともに、第六次会津坂下町振興計画に示した「やっぱり“ばんげ”がいい！」と思える町を目指して、各種事業に取り組んでいくための予算編成としております。

歳入の主なものは、町税が15億1,242万7,000円、地方消費税交付金が4億2,487万1,000円と、いずれも前年度当初予算と比較して増額で計上しております。

また、地方交付税は30億3,273万3,000円であり、前年度当初予算から5,209万5,000円の増と見込みました。これは国の地方財政の見通し、並びに普通交付税の算定方法に関する資料などから、地域デジタル化の推進、自治体施設の光熱水費高騰への対応が算定に盛り込まれることなどによるものであります。

また、町債は前年度予算と比較し、4,419万1,000円減の2億2,495万円を計上いたしました。大きく減額となる要因は、普通交付税の原資となる国税の増収分と地方税収の伸びが見込まれるため、交付税の財源不足を補う臨時対策債が大きく減額となることによるものです。

歳出におきましては、第六次会津坂下町振興計画実施計画で重点的に進めることとした事業を中心に、子育て、教育、健康づくり、福祉の充実、産業商工業の人口のための予算としております。

また、財政健全化アクションプランの実施により、財政健全化も着実に前進しておりますので、令和5年度におきましても、継続して取組を進めてまいります。

次に、国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

予算総額は18億2,738万9,000円で、前年度予算と比較して2.56%増となります。

歳入の主なものは、国保税2億9,645万7,000円、県支出金12億8,686万4,000円で、歳入総額の86.6%を占めております。

歳出の主なものは、保険給付費12億6,350万9,000円で、歳出総額の69.1%を占めております。

また、国民健康保険事業費納付金は、県へ納める費用として、4億1,697万6,000円を計上いたしました。

なお、6月の国保税本算定の際には、県の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の本算定を考慮し、歳入歳出全般にわたり再度計算を行い、必要に応じた税率の見直し及び補正予算を提案する考えであります。

次に、介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算総額は23億5,844万9,000円で、前年度予算と比較して1,559万9,000円の減となります。

歳入の主なものは、支払基金交付金が5億9,972万6,000円で、歳入総額の25.4%を占めており、国庫支出金5億5,600万6,000円、県支出金3億4,154万7,000円は、それぞれ負担割合により計上いたしました。

歳出の主なものは、保険給付費21億7,506万4,000円で、歳出総額の92.2%を占めております。

なお、令和5年度の保険給付については、第8期高齢者福祉計画介護保険事業計画において、令和4年度と同程度を見込んでおります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算総額は2億933万3,000円といたしました。

歳入の主なものは、保険料が1億4,356万3,000円、一般会計からの繰入金6,501万4,000円であります。

歳出の主なものは、広域連合への納付金が1億9,800万4,000円で、歳出総額の94.6%を占めております。

次に、下水道事業特別会計予算について申し上げます。

予算総額は6億3,880万円で、前年度予算と比較して9,910万円の増額となります。

歳入の主なものは、負担金、使用料、国県補助金、町債及び一般会計繰入金であります。

歳出につきましては、坂下西、坂下東及び坂下中央浄化センターの維持管理費や、県道会津坂下・会津高田線管路デザインビルド整備事業をはじめ、管渠埋設等に係る実施設計及び工事請負費などあります。

次に、坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算について申し上げます。

予算総額は2億2,544万6,000円で、前年度予算と比較して3,652万9,000円の増となります。

歳入の主なものは、保留地処分金、国庫補助金及び一般会計繰入金を計上しました。

歳出につきましては、建物調査と建物移転等の保障費等が主であります。

次に、農業集落排水事業特別会計予算について申し上げます。

予算総額は6,690万円で、前年度予算と比較して54万円の減額となります。

歳入の主なものは、使用料及び一般会計繰入金であります。

歳出につきましては、窪倉、合川、陣が峯城及び長井浄化センターの維持管理費等あります。

次に、水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入総額4億9,017万3,000円に対し、支出総額4億6,216万8,000円となり、税抜当期純利益を1,242万円と見込んだところであります。

収入の主なものは、営業収益の水道使用料及び営業外収益の他会計補助金であります。支出の主なものは、営業費用の助成費及び施設管理委託料並びに営業外費用の企業債利息であります。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

収入総額8,855万6,000円に対し、支出総額2億5,071万3,000円となり、不足額1億6,215万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金等により、補填したいというものであります。

収入の主なものは企業債であり、支出の主なものは県道会津坂下・会津高田線の伸長、諏訪町地内における老朽化布設替工事に伴う舗装復旧工事、管路デザインビルド整備事業による配水管布設替工事、並びに企業債償還金であります。

今後も、有収率の向上と経費の節減及び事務の合理化等により、経営の効率化を進めてまいります。

なお、会期中に令和4年度一般会計及び特別会計の補正予算等を追加提案することで、準備をいたしております。

次に、令和5年度の主な施策と事業について申し上げます。

初めに、町の最重点施策であります過疎対策について申し上げます。

人口減少を緩やかにし、持続可能なまちづくりを進めるために、過疎対策を最重点事業として位置づけ、交流人口対策、関係人口対策、定住人口対策に少子化対策を加えた四つの人口対策に取り組んでまいります。

交流人口対策としては、会津坂下町移住定住推進協議会が主体となり、お試し住宅を活用した魅力発見体験ツアーを実施します。

関係人口対策としては、大学生や地域おこし協力隊の積極的な活用による地域活性化を図ります。また、会津坂下町ふるさとサポーター制度の導入や、ふるさと納税の推進により、町を応援していただく方々を増やしてまいります。

定住人口対策としては、住宅取得支援補助金事業や移住支援金事業により、子育て世代、若者世代をターゲットとした移住・定住を促進してまいります。

少子化対策としては、坂下縁結び応援事業及び結婚新生活応援事業により、婚活と結婚を支援するとともに、妊活応援助成事業による不妊検査費用の助成を実施します。

また、出産・子育て応援交付金事業により、妊娠時から出産、子育て期まで相談支援と経済的支援を一体的に実施し、これら四つの人口対策により、過疎対策を総合的に推進してまいります。

また、過疎地域における住民生活と町政サービスの質の維持向上を図るため、令和5年9月をめどに、会津坂下町DX推進計画を策定し、デジタル技術の活用による行政事務の効率化を図り、地域づくりの推進など、職員が職員でなければならない業務に注力できるよう進めてまいります。

次に、社会保障・税番号制度事業について申し上げます。

マイナンバーカードの申請状況は、2月20日現在で申請率71.1%で、町民の約7割の方が申請をされております。マイナンバーカードの機能については、既に健康保険証の一体化が図られ、本年5月には一部のスマートフォンとの一体化、2024年度末には運転免許証と一体化され、各種手続の簡素化がされる予定です。

本町としましては、未申請が3割あるため、マイナンバーカードを中心とした社会活動に対応していくため、申請率100%を目指し、推進を図ってまいります。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

令和4年度と同様に、令和5年度も新型コロナウイルス感染症の影響を受け、これまでの診療控えの反動により、医療費全体が増加となる見込みです。

国民健康保険加入者は年々減少してきておりますが、医療技術の高度化に伴い、1人当たりの医療費は増加傾向にあります。また、新型コロナウイルス感染症の位置づけが、感染症法上の2類感染症から5類感染症に移行となる見込みで、医療に与える影響については、先が見通せない状況となっております。今後も、国・県等と連携しながら、事業の適正運営を図ってまいります。

次に、介護保険事業について申し上げます。

「みんながつながる、生きがいのある健康長寿社会」を基本理念とした第8期高齢者福祉計画介護保険事業計画は、3か年の最終年度を迎えることとなります。本町における65歳以上の高齢者人口は、近年横ばい傾向にあり、介護給付費は以前のような右肩上がりでない状況であります。

今後も、地域で高齢者を支え合う仕組みや、介護予防、介護給付費等に要する費用の適正化を図り、第9期の計画を見据えながら取り組んでまいります。

次に、建設行政について申し上げます。

橋梁整備事業につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、早期措置が必要と判定された跨線橋の修繕工事を進めていくとともに、七折橋ほか13橋の定期点検、丈介橋の測量設計及び架け替えに伴う用地取得を進めてまいります。

坂下東第一地区土地区画整理事業につきましては、都市計画道路坂下喜多方線並びに坂下羽林線の延伸に向け、建物調査算定業務4戸34棟、移転補償2戸2棟を進めてまいります。

町営住宅改修事業につきましては、長寿命化対策として、古町川尻団地5号棟の給水設備等改修工事を進めていくとともに、当団地6から8号棟の給水設備等改修設計を進めてまいります。

下水道事業につきましては、下水道整備区域拡大のため、坂下中央処理区において約760メートル、坂下西処理区において約290メートル、坂下東処理区において約70メートルの管渠埋設工事を進めてまいります。

次に、農業行政について申し上げます。

初めに、令和5年産米の受注動向につきましては、コロナ禍における行動制限の解除や需給調整の着実な取組により、需給環境は回復しつつあります。しかし、近い将来、人口減少や食の多様化等を背景に、需要量が毎年10万トン程度減少していくことが予想

されており、取引価格の一時的な回復を背景とした主食用米への回帰は、再び米価の下落につながるものと危惧しております。

本町におきましては、令和5年産米作付面積の目安として、前年比で1.2%減の1,888ヘクタールが配分されました。これを受け、昨年同様に、新規需要米や政府備蓄米等、水稻作付による需給調整を推進するとともに、生産コスト縮減や省力化につながる新たな生産技術を導入し、農家所得の確保につなげてまいります。

また、水稻以外の作物への転換に関しましては、地域性や圃場条件に適した作物導入を推奨し、土地利用型作物と高収益園芸作物による営農経営スタイルを確立してまいります。

さらに、農地の中間管理事業を参考に、農地はもちろん、離農農家の持つ優れた技術、機械や施設等を新たな担い手に対し継承できる仕組みを構築し、新規就農者や多様な担い手の確保に取り組んでまいります。

次に、令和4年8月3日から4日の豪雨により発生した農地、施設災害の復旧工事につきましては、既に5件発注済みであり、今年の作付に支障なく完了する予定です。また、蟹沢ため池廃止工事につきましては、測量設計業務委託が年度内に完了し、令和5年度より2か年で廃止工事を実施するとともに、不要となった農業用ため池については、地区等からの要望に基づき順次廃止し、被害の未然防止に努めてまいります。

次に、農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期満了に伴う選任につきましては、3月から公募を開始し、農業委員の任命について、6月定例会に上程してまいります。

次に、商工及び観光物産行政について申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症拡大に対応した、町独自支援策について申し上げます。

ばんげ応援商品券につきましては、年末までの利用となっておりますが、約97.5%の換金がされました。また、原油価格高騰対策支援事業につきましては455件の申請があり、交付額は1,640万円、燃料費高騰に係る運送業者等支援事業につきましては28件の申請があり、交付額は220万円となっております。

次に、1月14日に恒例の坂下初市を開催しました。福豆俵まきは中止せざるを得ませんでしたでしたが、大俵引きは3年ぶりに全国から引き子を迎え、盛大に開催することができました。また、スポーツ少年団による俵引きも、関係機関の協力を得ながら開催することができ、コロナ禍以前のにぎわいを取り戻し、大変うれしく感動しました。

次に1月28日、29日に道の駅あいづ湯川・会津坂下で開催された会津坂下町観光物産町会主催のハンドメイドマーケットでは、姉妹都市である埼玉県北本市の観光協会による物産品販売が初めて行われ、来場者からも大変好評いただきました。今後も交流を深めてまいりたいと考えております。

次に、教育行政について申し上げます。

中学校の部活動につきましては、町の部活動の在り方に関する方針を改定し、生徒にとって望ましい部活動の在り方の検討を進め、総合型地域スポーツクラブを主とした各種スポーツ団体等との連携を図りながら、可能な種目から順次地域移行を図ってまいり

ます。引き続き、関係団体による検討委員会において、文化部を含めた今後の部活動の地域移行や、総合的なスポーツ環境の体制について協議してまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

準備を進めてまいりました、保育所、幼稚園、放課後児童クラブへのICT導入につきましては、保護者への説明を終え、3月より試行運用し、令和5年4月からの本格運用により、保護者の利便性向上、事務効率化を図ってまいります。

次に、令和5年度に新たに取り組む三つの事業について申し上げます。

一つ目は、子ども家庭センター事業であります。

国のこども家庭庁設置に伴う児童福祉法の改正により、市町村は子ども家庭センターの設置に努めることと定められました。本町では、母子保健分野の支援体制として、既に子育て世代包括支援センターを設置しておりますが、児童福祉分野の支援を担う子ども家庭総合支援拠点を令和5年10月に設置を目指すとともに、令和6年度の子ども家庭センターの設置に向け、準備を進めてまいります。

二つ目は、会津坂下町子育て短期支援事業であります。

家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や、緊急一時的に母子の保護実施が必要な場合に、短期入所生活援助支援を実施いたします。

三つ目は、会津坂下町ファミリーサポートセンター利用料助成であります。

利用者が有償ボランティアに支払う利用料金の2分の1を助成するものであり、小学校6年生までの児童を持つ保護者が利用できるファミリーサポートセンター事業の利用促進と子育て家庭への経済的支援を図ってまいります。

最後に、本定例会に上程いたしました案件につきましては、あらかじめ印刷物によりお手元に差し上げたとおりであります。その内容につきましては、各担当課長より説明させますので、何とぞ慎重なるご審議の上、原案のとおり議決賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

◎同意第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第5、同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」の提案理由をご説明申し上げます。

令和2年4月13日より、固定資産評価審査委員会委員としてご尽力をいただいております。

まず田尻早苗氏におかれましては、令和5年4月12日をもって任期満了となります。

田尻委員には、委員として選任されて以来、高い識見を持って、会津坂下町の行政進展のために多大なるご貢献を賜りました。そのご苦勞とご功績に対しまして、心から感謝を申し上げる次第であります。

その後任といたしまして、渡辺光政氏をご推薦申し上げます。

渡辺氏は、自営業である電気工事業を営む傍らで、小学校のPTA会長や舟渡区長などの職を務められ、地域に貢献されてきました。現在は、坂下西部地域多面的機能広域協定委員会委員と、会津よつば農業協同組合の高寺地区総代を担っており、その多方面にわたるご活躍からも、我が町の固定資産評価審査委員会委員として大変ふさわしい方であると考えております。

なお、任期につきましては、令和5年4月13日から3年間です。

何とぞ満場一致のご同意を賜りますよう心からお願い申し上げます、提案理由の説明いたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、これに同意

することに決定いたしました。

◎諮問第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第6、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。
提出者の説明を求めます。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」ご説明申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍をいただいております矢部哲雄氏が、令和5年6月30日をもって任期満了を迎えます。

矢部氏におかれましては、平成29年7月から2期6年、人権擁護活動にご尽力いただきました。そのご功績に対し、心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

その後任といたしまして、山内恭子氏をご推薦申し上げます。山内氏は、経歴、また人格、識見等から見ましても、我が町の人権擁護委員として大変ふさわしい方であると信ずるものであります。

今後のご活躍をご期待して、ご推薦申し上げ、諮問いたしますので、慎重なる審議をいただき、答申くださるようお願いいたします。よろしく申し上げます。

◎議長（水野孝一君）

全員協議会開催のため、暫時休議いたします。 (午前10時40分)

直ちに、議員のみによる全員協議会を開催いたしますので、大会議室にご移動願います。

(休議)

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。 (午前10時49分)

お諮りいたします。

本件は、お手元にお配りした意見のとおり答申したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、お手元にお配りした意見のとおり答申することに決定いたしました。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議といたしたいと思います。

（午前10時49分）

再開を11時といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午前11時00分）

◎議案第3号から議案第22号の一括上程

◎議長（水野孝一君）

議案第3号「会津坂下町個人情報保護法施行条例」から、議案第22号「令和5年度会津坂下町水道事業会計予算」までの20件を一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（加藤秀法君）

議案第3号 会津坂下町個人情報保護法施行条例

議案第4号 会津坂下町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第7号 会津坂下町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第8号 会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第9号 会津坂下町水道事業給水条例の一部を改正する条例

議案第10号 会津坂下町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

議案第11号 会津坂下町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第12号 会津坂下町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第13号 会津坂下町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第14号 放棄した権利の額の変更について

- 議案第15号 令和5年度会津坂下町一般会計予算
議案第16号 令和5年度会津坂下町国民健康保険特別会計予算
議案第17号 令和5年度会津坂下町介護保険特別会計予算
議案第18号 令和5年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計予算
議案第19号 令和5年度会津坂下町下水道事業特別会計予算
議案第20号 令和5年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算
議案第21号 令和5年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計予算
議案第22号 令和5年度会津坂下町水道事業会計予算

◎議長（水野孝一君）

これより、一括議題とした議案について順次説明を求めます。
初めに、議案第3号及び第4号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議案第3号「会津坂下町個人情報保護法施行条例」について、ご説明を申し上げます。
この議案は、個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定めようとするものです。

令和3年に個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで国や各地方公共団体等で、個人情報保護条例の規定の運用について、相違、統一が図られておらず、施策上の不均衡、不整合などの支障が生じていたことから、個人情報保護とデータ流通の両方に必要な全国的な共通ルールを法律で規定し、運用することとなりました。

町では、個人情報保護法施行条例を新たに制定し、法律に規定のない事項について規定するものであります。

それでは、議案書により説明をさせていただきます。

第1条（趣旨）は、この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めようとするものです。

第2条（定義）は、この条例で使用する用語の定義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例によるものとする。

第2項は、この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいうとするものです。

第3条は手数料等で、第1項は、法第89条第2項（開示請求は利用しやすい額とする。）に規定する開示請求に係る手数料は、無料とするものです。

第2項、法第87条第1項に規定する写しの交付を受ける者は、会津坂下町手数料徴収

条例（平成12年会津坂下町条例第7号）に定める行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による写しの交付手数料を請求者が負担しなければならないとするものです。

第3項、法第87条第1項の規定により、電磁的記録の保有個人情報に係る部分の開示を受ける者は、当該電磁的記録について、実施機関が定める開示の方法に応じて、実施機関が定める額の当該開示の実施に要する費用を負担しなければならないとするものです。

第4項、実施機関は、保有個人情報の開示請求が公益的目的によるものであるときは、前項の費用を免除することができるとするものです。

第4条（審査会への諮問）は、実施機関は、次の各号の一に該当する場合において、個人情報の適切な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、会津坂下町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例（平成11年会津坂下町条例第19号）第2条第1項に規定する会津坂下町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができるとするものです。

第1号は、法第66条第1項の規定に基づき講じる措置の基準を定めようとする場合があります。

第2号は、前号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合であります。

第5条（委任）は、この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、細則で定めるとするものです。

続きまして、附則第1条は、この条例は令和5年4月1日からの施行とするものです。

第2条は、会津坂下町個人情報保護条例（平成27年会津坂下町条例第24号）は廃止するというものであります。これは、個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律で一元的に適用されることから、現行の会津坂下町個人情報保護条例を持つ必要がなくなることによるものです。

第3条（経過措置）は、前条の規定による廃止前の会津坂下町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第2号（特定の個人を識別できる情報）に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）について、旧条例第3条第2項及び第9条第3項に規定する義務については、この条例の施行後も、なお従前の例によるとするものです。

第2項は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、旧条例第12条第1項及び第2項、旧条例第13条第1項及び第3項、旧条例第14条第1項及び第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例によるとするものです。

第3項は、施行日前に旧条例の規定により審査会に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例によるとするものです。

第4項は、次の各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、個人の氏名、生年月日、その他の記述又は個人別に付された番号、記号、その他の符号に

より当該個人を容易に検索し得る状態で、体系的に個人情報記録したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するとするものです。

第1号は、この条例の施行の際、現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者。

第2号は、この条例の施行前において、旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた事務に従事していた者とするものです。

第5項は、前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報を、この条例の施行後に自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するとするものです。

第6項は、旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例によるとするものです。

第4条は、会津坂下町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年会津坂下町条例第18号）の一部を改正するものです。参考資料の新旧対照表によりご説明をいたします。

町個人情報保護条例の廃止に伴い、第13条中「会津坂下町個人情報保護条例（平成27年会津坂下町条例第24号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改めるとするものです。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第4号「会津坂下町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

この議案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務について、必要な改正を行うものです。新旧対照表により説明をさせていただきます。

第1条の2（設置等）は削除となりますが、審査会の設置については、改正後の第2条で規定することとなります。削除される条例第2条（所掌事務）については、個人情報の保護に関する法律において規定されることから、改正後の条例では必要事項のみを規定することとなります。

ここからは、新旧対照表の新しいほうで説明させていただきます。

第2条（設置等）は、見出しを（設置等）に改め、同条第1項及び第2項を次のように改めるものです。

第2条、次に掲げる事務を行うため、会津坂下町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。とするものです。

次に、取り扱う事務について説明させていただきます。

第1号、会津坂下町情報公開条例（平成11年会津坂下町条例第17号。以下「公開条例」という。）、第13条第1項の規定による諮問に応じて調査審議し、答申を行うこと。

第2号、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）第105条第1項の規定による諮問に応じて調査審議し、答申を行うこと。

第3号、会津坂下町個人情報保護法施行条例（令和5年会津坂下町条例第〇号。以下「保護法施行条例」という。）第4条の規定による諮問に応じて調査審議し、答申を行うこと。

なお、条例の番号が白抜きの〇となっておりますが、公布の際に付番することとなります。第4号の会津坂下町議会の個人情報の保護に関する条例も同様で、現時点ではこのような記載になっておりますので、ご理解をお願いいたします。

第4号、会津坂下町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年会津坂下町条例第〇号。以下「議会保護条例」という。）第45条の規定による諮問に応じて調査審議し、答申を行うこと。

第2項、審査会は、前項に規定するもののほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関（公開条例第2条第1号及び保護法施行条例第2条第2項に規定する実施機関並びに議会保護条例第1条に規定する議会をいう。）に対し、意見を述べるができる。に改めるものであります。

第2条に次の1項を加え、第3項は、審査会は、法第81条第1項に規定する町長の附属機関を兼ねる。とするものです。

最後に、議案に戻っていただきまして、附則において、この条例は、令和5年4月1日から施行するとするものです。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

続いて、議案第5号及び議案第6号について説明願います。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

改めまして、おはようございます。

私からは、まず、議案第5号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

今回の改正は、令和4年10月の福島県人事委員会の職員の給与に関する報告・勧告において、職員の通勤手当に関し、「ガソリン価格の変動など通勤実情等を踏まえ手当額について検討する必要がある」との勧告がなされました。

これに伴い、福島県においては、職員のうち自動車等利用者の通勤手当について、令和4年12月23日に改定が決定され、令和5年4月1日より引き上げされる予定であるため、町職員の通勤手当についても、県に準拠し条例を改正したいとするものでございます。

改正の内容であります。通勤のため自動車等を使用する職員の通勤手当の月単位の上限額を、福島県の上限額に合わせ、6万7,900円に改正するものでございます。

また、現在、日直手当につきましては、勤務1回につき4,500円としておりますが、労働基準法施行規則で定める労働基準監督署が算定する基準最低額の4,831円を下回っているため、福島県人事委員会勧告に伴い、県に準拠し、1勤務につき5,500円に町条例を改正したいというものでございます。

詳細につきましては、資料の新旧対照表によりご説明申し上げますので、新旧対照表をご覧ください。

右の旧が改正前、左の新が改正後であり、下線部分が改正箇所であります。

第12条第2項第2号中「6万700円」を「6万7,900円」に改め、第19条第1項中「4,500円」を「5,500円」に改めるものでございます。

なお、職員の通勤手当の通勤距離数ごとの月額については、県に準拠し、規則で定めた額といたします。

次に、議案に戻っていただきまして、附則といたしましては、この条例は、令和5年4月1日から施行することとしたいというものでございます。

続きまして、議案第6号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

今回の改正は、農業委員会会長及び、農業委員、農地最適化推進委員の活動状況に応じた能率給の上乗せ支給と、特別職非常勤の地方公務員の身分を有する学校運営協議会の委員を追加する改正でございます。

農業委員等の報酬につきましては、農業委員会における農地利用の最適化に向けた活動推進のため、農地利用最適化交付金の一部を、活動実績に応じて、年額の報酬額に能率給を上乗せ支給するものであります。

能率給とは、最適化活動の目標を設定し、農業委員及び農地最適化推進委員の最適化活動の目標達成状況に応じて支給するもので、担当地区ごとの目標の達成状況により算定します成果実績払いと、最適化活動を行う日数の目標の達成状況により算定する活動実績払いの二つがあります。この上乗せ交付される交付金は、会津坂下町全体で86万2,000円で、この交付金を委員16人で按分し、交付するものであります。

また、学校運営協議会は、子供の豊かな成長のために、学校と地域住民等が力を合わせ、学校の運営に取り組むことを目的に設置するもので、その委員は校長の作成する基本方針を検討し、承認する権限を持つことから、特別職非常勤の地方公務員として任命し、委員報酬を支給するものであります。

詳細につきましては、新旧対照表によりご説明を申し上げます。

新旧対照表をご覧ください。

1 ページ下段の農業委員会会長、同委員、農地利用最適化推進委員に、能率給、予算の範囲内で町長が定める額を加えるものであります。

続きまして、5ページをお開きください。

中ほどに、学校運営協議会委員、日額6,300円を追加するものであります。
次に、議案に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は、令和5年4月1日から施行したいというものでございます。
説明は以上です。

◎議長（水野孝一君）

続いて、議案第7号及び議案第8号について説明願います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

私からは、議案第7号「会津坂下町国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

この条例の改正は、国の健康保険法施行令等の改正に伴い、会津坂下町国民健康保険条例を改正するものであります。

改正の趣旨は、今般の光熱費等の上昇による病院の出産費用増に伴い、出産育児一時金を48万8,000円に増額するものであります。

なお、産科医療補償制度加入に係る加算金として、会津坂下町国民健康保険給付規則第8条第2号により1万2,000円を規定しており、合わせて総額は50万円とするものです。

次に、改正の内容であります。新旧対照表によりご説明いたします。

会津坂下町国民健康保険条例の一部を改正する条例、参考資料、新旧対照表をご覧ください。右側が旧、左側が新であります。

会津坂下町国民健康保険条例第5条中、40万8,000円を48万8,000円に改めるものであります。

議案にお戻りくださいまして、附則の1は施行期日であり、この条例は、令和5年4月1日から施行するものとし、2は経過措置であり、令和5年3月31日までの出産した被保険者に係る出産育児一時金の額は、従前の例によるものとするものであります。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第8号「会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

この改正は、国の国民健康保険法施行令の改正に伴う、会津坂下町国民健康保険税条例の一部改正であります。

改正の内容といたしましては、国民健康保険税の限度額の改正及び低所得者に対する軽減所得判定基準の引上げ並びに特例対象被保険者等の申告に係る関係書類の追加であります。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げますので、会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、参考資料、新旧対照表をご覧ください。

対照表の右側が改正前、左側が改正後であり、下線箇所が改正箇所であります。

初めに、第2条課税額についてであります。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改めます。

次に、税の減額についてであります。

第23条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、2ページになります。同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改めます。

3ページになります。

次に、特例対象被保険者等に係る申告についてであります。

第24条の2第2項中、雇用保険受給者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう）の次に、「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう）」を加えるものでございます。

議案にお戻りください。

附則の1は施行期日であり、この条例は、令和5年4月1日から施行したいとするものであります。

2は経過措置であり、この条例による改正後の会津坂下町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の保険税について適用し、令和4年度以前の年度分の保険税については、従前の例によるものとするものです。

説明は以上となります。

◎議長（水野孝一君）

続いて、議案第9号について説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

私からは、議案第9号「会津坂下町水道事業給水条例の一部を改正する条例」について、ご説明を申し上げます。

今回の改正は、民法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、水道・電気・ガス等のライフラインの設備を設置・使用する目的で、他の土地等を使用するための規律が明文化されたことから、町条例を改正したいとするものであります。

詳細につきましては、別紙参考資料の新旧対照表でご説明申し上げますので、新旧対照表をご覧ください。

右の旧が改正前、左の新が改正後でありまして、下線部分が改正箇所であります。

第7条第3項中「第1項の規定により町長が工事を施工する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書」の次に、「又は民法（明治29年法律第89号）第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書」を加えるものであります。

次に、議案本文に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行したいとするものであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

続いて、議案第10号から議案第13号までについて説明願います。

◎子ども課長（佐藤美千代君）

議長、子ども課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤子ども課長。

◎子ども課長（佐藤美千代君）

議案第10号「会津坂下町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

このたびの改正は、こども家庭庁設置法の施行により、子ども政策に関し、複数の府・庁などに分かれて存在している主務大臣と主務省令をそれぞれ内閣総理大臣と内閣府令に改めたことにより、子ども・子育て支援法で定める内閣総理大臣と厚生労働大臣との間で事務調整するために必要な協議が不要となる旨の規定が改正されたことから、その条文を引用する箇所について改定を行うものであります。

詳細につきましては、参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

参考資料の1ページをご覧ください。

右の旧が改正前、左の新が改正後であり、下線部分が改正箇所です。

第3条第1項第1号中、第19条第1項第1号を第19条第1号に改め、同項第2号中、第19条第1項第2号を、第19条第2号に改めるものです。

議案に戻っていただきまして、附則として、この条例は、令和5年7月1日から施行したいとするものです。

説明は以上です。

次に、議案第11号「会津坂下町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

このたびの改正は、国で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、本条例を改正するものです。

改正点は二つです。詳細につきましては、参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

参考資料の1ページをご覧ください。

右の旧が改正前、左の新が改正後であり、下線部分が改正箇所です。

まず、改正の1点目です。

国のこども家庭庁設置法の施行により、関連法で定める内閣総理大臣と関係大臣との事務調整のために必要な協議についての規定が改正されたことから、その条文を引用する箇所について、所要の改正を行うものであります。

初めに、本文に引用している子ども・子育て支援法第19条に係る改正についてご説明いたします。

子ども・子育て支援法の第19条は、子供のための教育・保育給付の支給要件についてを規定しており、内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議について定める同条第2項の削除に伴い、同条を引用している箇所を改正するものです。

1 ページをご覧ください。

第4条第2項ただし書中、第19条第1項第3号を第19条第3号に改め、同項第1号中、第19条第1項各号を第19条各号に改め、同項第2号中、第19条第1項第1号を第19条第1号に改め、同項第3号中、第19条第1項第2号を第19条第2号に、同法を同条に改めます。

次に、第6条第2項中、第19条第1項第1号を第19条第1号に改め、同条第3項中、第19条第1項第2号を第19条第2号に、同項を同条に改めます。

2 ページをご覧ください。

第7条第2項中、第19条第1項第2号を第19条第2号に改めます。

次に、第8条中、第19条第1項各号を第19条各号に改めます。

次に、第13条関係、3 ページをご覧ください。

第13条第4項第3号ア（ア）中、第19条第1項第1号を第19条第1号に改め、同号ア（イ）中、第19条第1項第2号を第19条第2号に改め、同号イ（ア）中、第19条第1項第1号を第19条第1号に改め、同号イ（イ）中、第19条第1項第2号を第19条第2号に改めます。

次に、4 ページをご覧ください。

第20条第4号中、第19条第1項第1号を第19条第1号に改めます。

次に、第35条第1項中、第19条第1項第1号を第19条第1号に改め、同条第2項中、第19条第1項第1号を第19条第1号に、同項を同条に、第19条第1項第2号を第19条第2号に改めます。

5 ページをご覧ください。

第36条第1項中、第19条第1項第2号を第19条第2号に改め、同条第2項中、第19条第1項第2号を第19条第2号に、同項を同条に、第19条第1項第1号を第19条第1号に改め、同条第3項中、第19条第1項第1号を第19条第1号に、第19条第1項第2号を第19条第2号に改めます。

6 ページをお開きください。

第37条第2項及び第39条第2項中、第19条第1項第3号を第19条第3号に改めます。第51条第1項中、第19条第1項第1号を第19条第1号に改めます。

7 ページになります。

同条第2項中、第19条第1項第1号を第19条第1号に、第19条第1項第2号を第19条第2号に改め、同条第3項中、第19条第1項第3号を第19条第3号に、第19条第1項第1号を第19条第1号に、第19条第1項第2号を第19条第2号に改めます。

8ページをお開きください。

第52条第1項中、第19条第1項第2号を第19条第2号に改め、同項第2項中、第19条第1項第2号を第19条第2号に、同項を同条に、第19条第1項第1号を第19条第1号に改め、同条第3項中、第19条第1項第2号を第19条第2号に改めます。

以上が第19条を引用する箇所での改正になります。

次に、参考資料の3ページに戻っていただきまして、下から6行目、第15条をご覧ください。

これは、学校教育法第25条の改正に伴うものであり、子ども政策のうち文部科学省に残る幼稚園関連の機能について、内閣総理大臣との協議等を必要とする旨の第2項第3項が新設されたことに伴い、本条例の引用箇所である第15条第1項第3号中、第25条を第25条第1項に改めるものです。

次に、参考資料の4ページ、中ほどをご覧ください。

改正の2点目になります。第26条の削除です。

これは、民法における懲戒権に関する規定の削除に伴い、関係省令における懲戒権に関する規定の削除が行われたことから、国の基準に基づき定めている本条例においても、懲戒権に関する規定を削除するものです。

議案に戻っていただき、議案の2ページをご覧ください。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は公布の日から施行するとするものです。

説明は以上です。

次に、議案第12号「会津坂下町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

このたびの改正は、国の家庭的保育事業所等の設備及び運営に関する基準の改正が行われたことから、国の基準に基づき定めている本条例において、所要の改正をするものです。

詳細につきましては、参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

参考資料の1ページをご覧ください。

右の旧が改正前、左の新が改正後であり、下線部分が改正箇所です。

改正点は大きく5点ございます。

順不同にはなりますが、まず、1ページ中段から下の安全計画の策定等、第7条の2をご覧ください。

改正の1点目になります。

第7条の次に、安全計画の策定等として、第7条の2を新たに加えるものであり、これは家庭的保育事業者等の安全計画の策定することを義務づける規定を新設するもので

す。

安全計画の策定等、第7条の2、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活、その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練、その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、必要な措置を講じなければならない。

第2項、家庭的保育事業者等は、職員に対し安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

第3項、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

第4項、家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

次に、改正点の2点目です。

自動車を運行する場合の所在の確認を義務づける規定を新たに加えるものです。

これは、昨年9月に発生した、認定こども園の送迎用バスに児童が置き去りにされ、死亡した事案を受けて、関係府省において取りまとめた、こどものバス送迎・安全徹底プランにおいて、幼児等の所在確認と安全装置の装備を義務づけるとし、府省令が改正されたことを踏まえ、本条例も同様の改正をするものです。

第7条の3を加えます。自動車を運行する場合の所在の確認、第7条の3、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動、その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼、その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

第2項、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないもの、その他利用の態様を勘案して、これと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザー、その他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならないとするものです。

第1項は、園児等の通園・送迎や事業所外での活動等のために自動車を運行するときは、乗車や降車の際に、点呼等による園児等の所在確認を行うことを義務づけるものであり、第2項は、園児等の通園・送迎を目的とした自動車を運行するときは、ブザーその他の見落としを防止する装置を備え、これを用いて第1項の降車の際の所在確認を義務づけるものです。

なお、この第2項中、括弧書きの中で、園児等の通園・送迎を目的とした自動車につ

いては、安全装置を装備しなくても、確実に園児等の所在確認ができると考えられる、座席が2列以下の自動車等は除くとしております。

また、第2項の規定に係る事業所については、国基準において、家庭的保育事業者等から居宅訪問型保育事業者を除くとしていることから、本条例においても同様の改正を行うものです。

その家庭的保育事業者等から居宅訪問型保育事業者を除くとする規定については、参考資料の1ページ、第6条をご覧ください。

第6条第1項中、第1項の次に、第7条の3第2項を加える改正であります。

この第6条では、家庭的保育事業等として規定する複数の事業所の中で、居宅訪問型保育事業を除く規定をしていることから、ここに加えるものです。

次に、3点目になります。

参考資料2ページの中段をご覧ください。

第10条の改正です。

インクルーシブ保育、いわゆる保育所等における保育と児童発達支援における支援の一体的な実施を可能とするための設備、人員配置基準の緩和であり、共用を可能とする改正です。

新のほうで説明いたします。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削ります。

次に、改正の4点目になります。

懲戒に係る権限の乱用禁止を定めた、第13条の削除です。

これは、民法において懲戒権に関する規定が削除されたことに伴う関係省令の改正により、懲戒権に関する規定を本条例からも削除するものです。

次に、改正の5点目になります。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改めるものであり、必要な措置を明確化したものであります。

議案2ページに戻っていただきまして、附則として、施行期日第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

経過措置第2項、この条例による改正後の会津坂下町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザー、その他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。

この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて、利用乳幼児の所在の確認を行

わなければならないとするものです。

ご説明は以上です。

次に、議案第13号「会津坂下町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

このたびの改正は、国の定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたため、国の基準に基づいて定めている本条例において、所要の改正を行うものであります。

改正点は4つです。詳細につきましては、参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

参考資料の1ページをご覧ください。

右の旧が改正前、左の新が改正後であり、下線部分が改正箇所です。

まず、改正の1点目、安全計画の策定等の義務化です。

第6条の次に、新たに第6条の2を加えます。安全計画の策定等、第6条の2、放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業者の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活、その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練、その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」と言う。）を策定し、当該安全計画に従い、必要な措置を講じなければならない。

第2項、放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

第3項、放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

第4項、放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

次に、改正の2点目です。

自動車を運行する場合の子供の所在確認の義務化であり、第6条の3を新たに加えるものです。

自動車を運行する場合の所在の確認、第6条の3、放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動、その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼、その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならないとするものです。

次に、改正の3点目です。

業務継続計画の策定等の努力義務化であり、第12条の次に1条を加えるものです。

業務継続計画の策定等、第12条の2、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全

育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び事業者非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画を策定し、当該事業継続計画に従い、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第2項、放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

第3項、放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとします。

2ページをご覧ください。

改正の4点目になります。

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の明確化です。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改めるものです。

議案の2ページに戻っていただき、附則として、施行期日、第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

経過措置、第2項、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の会津坂下町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の運用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とするものです。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

続いて、議案第14号及び議案第15号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

では、議案第14号「放棄した権利の額の変更について」ご説明申し上げます。

令和4年9月14日議決いただきました議案第59号で放棄しました権利の額を変更することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定及び同議案の附帯条件により、議会の議決を求めたいとするものです。

放棄した権利の種類は、株式会社会津ばんげ公共サービスに出資した資本金であります。

放棄した権利の額の変更は、議決額300万円を91万605円減額し、変更後の額を208万9,395円とするものです。

放棄した権利の額を変更しようとする理由は、株式会社津ばんげ公共サービスが令和4年6月30日に解散したことに伴う清算事務が終了し、清算事務に要する経費に不用額が生じたことによるものです。

これにより、町が出資した資本金2,000万円のうち、1,791万605円が返還されることとなります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

説明の途中でございますが、昼食のため休議といたします。（午前11時56分）

再開は午後1時といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。（午後1時00分）

議案第15号から説明願います。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議案第15号「令和5年度会津坂下町一般会計予算」についてご説明いたします。

令和5年度会津坂下町一般会計予算は、次に定めるところによるものです。

第1条の歳入歳出予算は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ76億1,000万円と定めるところによるものです。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものです。

第2条の地方債は、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」によるものです。

第3条の一時借入金は、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は6億円と定めるところによるものです。

第4条の歳出予算の流用は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合、同一款内での各項間において流用することができるものです。

初めに、令和5年度の当初予算編成に当たっては、アフターコロナを見据えた地域活性化の取組を継続するとともに、第六次会津坂下町振興計画が目指す町の将来像を実現するための実施計画に基づき、各種政策・施策の実現に取り組んでいくための予算編成

といたしました。

また同時に、これら政策を実現するための基盤として財政の健全化が位置づけられており、令和6年度までを財政健全化最重点期間としたことから、今後もアクションプランに基づき、財政健全化に取り組んでまいります。

なお、資料としまして、別紙で令和5年度一般会計当初予算参考資料を作成いたしましたので、参考にご覧いただきたいと思っております。

それでは、予算書の1ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算」については、事項別明細書によりご説明いたします。

7ページをご覧ください。

「第2表 地方債」は、子育て支援事業から、8ページ、臨時財政対策債まで合計14件、総額2億2,495万円であり、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

そのうち、起債額の7割が交付税措置される過疎対策事業債は6件で、総額1億1,800万円であり、うち過疎ソフト分は2件で4,900万円であります。

地方債の事業内容としては、子育て支援事業は、私立保育所等施設型給付事業に関するソフト事業費分で2,400万円、会津西部斎苑整備事業は、火葬炉等修繕工事で400万円、ため池等整備事業（公共事業等債）は、県営事業の負担金で100万円、ため池等整備事業（防災対策事業等債）は、仲子山ため池排水工事で200万円、除雪機械整備事業は、14トンの除雪ドーザ1台の更新で1,900万円、町道改良整備事業は、町道の整備事業で1,100万円、橋梁整備事業は、ステーションばんげ南公園線跨線橋の修繕工事で4,300万円になります。

緊急しゅんせつ推進事業は、準用河川の堆積土砂撤去工事で1,300万円、町営住宅整備事業は、古町川尻住宅5号棟の給水設備等改修工事で800万円です。

8ページをご覧ください。

河川改修整備事業は、防ヶ沢及び中ノ沢の砂防下流域水路整備工事費で800万円、消防施設整備事業（緊急防災・減災事業債）は、村田区消防団屯所及び車庫建設工事、宇内区消防団屯所設計、佐藤分消防団ホース乾燥塔建替工事、洲走区消火栓新設で2,700万円、消防施設整備事業（過疎対策事業債）は、会津若松広域市町村圏整備組合消防本部負担金事業で、会津坂下消防署、柳津出張所の救急自動車整備の町負担分で300万円となります。

学校給食センター運営事業は、学校給食センターの調理・搬送業務で2,500万円、臨時財政対策債は総務省及び県の令和5年度地方財政資料により、3,919万1,000円減の3,695万円を計上しました。

次に、歳入歳出予算事項別明細書の1ページをご覧ください。

1、総括の歳入につきましては、1款町税から、2ページの21款町債まで76億1,000万円であり、1億1,000万円の増となりました。

3ページをご覧ください。

歳出につきましては、1款議会費から13款予備費まで、歳出合計は歳入と同額になり

ます。

財源内訳は、国県支出金が12億3,699万6,000円、地方債が1億8,800万円、その他特定財源が6億7,248万9,000円、一般財源が55億1,251万5,000,000円となりました。

4ページをご覧ください。

2、歳入の説明をさせていただきます。

1款1項1目町民税個人については、消費者物価指数は上がっておりますが、個人収入は上がっておらず、コロナ禍の状況もいまだ落ち着いていないことから、現年度分は、前年度同額としました。

2目法人は、柳田地区開発による新規法人の均等割分を増額し100万円増の6,105万円を計上しました。

1款2項1目固定資産税は、土地については、メガステージ用地を宅地課税になったこと等に伴い500万円増、家屋については、新築住宅の増及び新築住宅軽減措置の終了等により400万円の増、大規模償却資産については、令和4年度から経年減価2%減と見込み、100万円減とし、800万円増の7億1,100万円を計上いたしました。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、国有林に係る課税標準額の増から10万3,000円増の167万7,000円を計上しました。

5ページをご覧ください。

1款3項1目環境性能割は、令和4年4月1日登録車両分からの臨時的軽減措置の終了に伴い、課税台数の増により50万円増の270万円を計上いたしました。

2目種別割は、離農による農耕車や原付台数の減となっておりますが、重課車両への移行や、買替えによる標準税率車両の増により、200万円増の5,830万円を計上いたしました。

1款4項1目町たばこ税は、令和3年10月からの増税により売上額は増加傾向にありますが、健康志向等の影響により売上本数は減少しているため、前年度同額の1億4,900万円を計上いたしました。

2款1項1目地方揮発油譲与税から、8ページの9款1項1目地方特例交付金までは、国・県の予算編成資料及び令和4年度の交付実績等を参考に試算した額を計上いたしました。

10款1項1目地方交付税ですが、普通交付税は、国の令和5年度地方財政対策では、デジタル化の推進、公共施設の脱炭素化、自治体施設の光熱水費高騰への対応などで、前年度比1.7%の増となっておりますが、国県資料で示された単位費用の伸び率を基に、個別需要項目・収入税目の積み上げにより積算した結果、本町では0.9%の増と見込まれるため、令和4年度に調整分を加味して、2,224万5,000円増の27億8,479万7,000円を計上いたしました。

特別交付税は、個別算定項目の積み上げに、消防団員の年額報酬等分と地域おこし協力隊を増員する分に対する措置などが見込まれることから、3,463万3,000円増の2億4,302万5,000円を計上いたしました。

震災復興特別交付税は震災・原発対応事業分であり、該当する事業の減少により、

478万3,000円減の491万1,000円を計上しました。

11款1項1目交通安全対策特別交付金は、国の予算編成資料等により、48万円減の122万3,000円を計上いたしました。

9ページをご覧ください。

12款1項1目農林水産業費分担金は、富川頭首工及び八方頭首工の整備事業に係る分担金で、5万1,000円減の115万1,000円を計上しました。

2目土木費分担金は、空き家の緊急安全代行措置を実施した場合の受益者分担金で前年同額、3目災害復旧費分担金も前年同額を計上しました。

12款2項1目総務費負担金は、会計年度任用職員及び再任用職員の雇用保険料に係る負担金です。

2目民生費負担金は、老人福祉施設入所費負担金、保育所保育料、放課後児童健全育成事業等に係る負担金であり、令和5年4月からの保育料の改定と、放課後児童健全育成事業の利用者数の増などにより、575万9,000円増の3,024万7,000円を計上いたしました。

10ページをご覧ください。

3目衛生費負担金ですが、会津西部斎苑管理運営連絡協議会負担金は、管理運営委託と火葬炉及び施設修繕等に係る負担金として、777万4,000円増の2,594万7,000円を計上しました。

坂下厚生総合病院救急医療等体制支援負担金は、救急医療事業及び小児医療事業について病床数に応じ負担しているもので、524万7,000円減の593万8,000円を計上いたしました。なお、本町分の524万7,000円は、歳入歳出同額計上していたことから、本年度から歳入歳出予算とも計上しないことといたしました。

4目教育費負担金は、園児・児童・生徒の安全保険の保護者負担金、学校及び幼稚園給食費負担金で、喫食見込み者数の減などにより163万円の減、13款1項1目総務使用料は、庁舎及びコミュニティセンター使用料で、27万4,000円減の69万6,000円を計上いたしました。

11ページをご覧ください。

2目民生使用料は、保育所及び子育てふれあい交流センター等の使用料で、前年同額です。

3目衛生使用料は、火葬炉使用料で、過去3年間の平均から48万3,000円減の1,998万8,000円を計上しました。

4目農林水産業使用料は、農畜産物処理加工施設使用料などで、13万2,000円減の63万円を計上いたしました。

12ページをご覧ください。

5目商工使用料は、前年同額を計上いたしました。

6目土木使用料は、町営住宅や道路・公園等の使用料で、住宅入居戸数減などにより、405万3,000円減の5,755万6,000円を計上しました。

13ページをご覧ください。

7目教育使用料は、小・中学校等の使用料等で、幼稚園預かり保育料の見直しなどにより、62万8,000円増の256万円を計上しました。

14ページをご覧ください。

13款2項1目総務手数料は、税証明書、戸籍、住民票等の交付手数料で、13万7,000円増の698万4,000円を計上しました。

2目衛生手数料は、ごみ袋の原価値上げによる販売手数料171万4,000円の減などにより、167万5,000円減の1,301万5,000円を計上しました。

3目農林水産業手数料は、実績により9,000円を計上いたしました。

15ページをご覧ください。

4目土木手数料は、3年ごと更新の屋外広告申請手数等で、更新件数の増により、33万4,000円増の51万2,000円を計上しました。

14款1項1目民生費国庫負担金は、子どものための教育・保育給付費の増などで、676万3,000円増の3億7,956万3,000円を計上いたしました。

1節障がい者福祉費負担金の自立支援給付費は、コロナ禍の影響による就労支援サービスの利用者減などにより、629万1,000円の減、自立支援医療は人工透析の更生医療費の減などにより、169万8,000円の減、2節児童手当負担金は、延べ対象者数の減により、839万9,000円の減となります。

4節児童福祉費負担金、子どものための教育・保育給付費は、保育士処遇改善等による公定単価の増及び利用人数の増により、2,006万7,000円の増、5節介護保険低所得者保険料軽減負担金は、軽減対象者の増より、2万1,000円の増となっております。

16ページをご覧ください。

衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種に関する負担金で、全額減となっております。

14款2項1目総務費国庫補助金は、マイナンバーカードの交付枚数の増により、社会保障・税番号制度補助金が144万6,000円の増、前年度に実施した戸籍事務へのマイナンバー制度導入に係るシステム整備費補助金の全額減により、531万1,000円減の1,111万3,000円を計上しました。

2目民生費国庫補助金は、子ども・子育て支援交付金の増などにより、636万9,000円増の2,807万6,000円を計上しました。

3目衛生費国庫補助金は、合併浄化槽設置に対して補助する循環型社会形成推進交付金が、年度間調整により、81万2,000円の減、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の全額減などにより、3,185万円減の341万1,000円を計上いたしました。

4目土木費国庫補助金、1節道路橋りょう費補助金は、ステーションばんげ南公園線跨線橋の修繕分の道路メンテナンス事業費補助金の増などにより、1,646万8,000円増の9,671万5,000円を計上しました。

2節住宅費補助金の社会資本整備総合交付金は、1,584万円減の1,063万8,000円を計上いたしました。

なお、旧坂下厚生総合病院の解体工事にかかる地域防災拠点建築物整備緊急促進事業

補助金8,080万円が全額減となっております。

17ページをご覧ください。

5目教育費国庫補助金は、建造物保存修理事業費補助金の全額減などで、889万円減の2,187万8,000円を計上いたしました。

1節教育総務費補助金は、フッ化物洗口事業の補助金で前年同額、4節社会教育費補助金は、高寺山遺跡等調査事業費の増により、町内遺跡発掘調査補助金の増、仏像等悉皆調査事業費等の増により、文化財調査活用事業補助金が増となっております。なお、旧五十嵐家住宅修繕完了により、建造物保存修理事業費補助金2,063万1,000円が全額減となっております。

また、消防費国庫補助金は、町防災マップの作成完了により全額減となります。

14款3項1目総務費国庫委託金は、中長期在留者住居地届出等事務委託金の減により、7万8,000円減の31万8,000円を計上いたしました。

2目民生費国庫委託金は、基礎年金等事務費交付金の増などにより、61万3,000円増の254万7,000円を計上しました。

18ページをご覧ください。

15款1項1目総務費県負担金は、県民税徴収取扱費として30万円減の2,070万円、2目民生費県負担金は、子どものための教育・保育給付費の増などで、520万円増の2億5,619万7,000円を計上しました。

1節社会福祉費負担金の後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、保険料軽減者の増により、192万8,000円の増となります。

2節障がい者福祉費負担金の自立支援給付費等負担金は、就労支援サービスの利用者減などにより、399万5,000円の減、3節国民健康保険基盤安定負担金は、9万5,000円の増、4節未就学児均等割保険税負担金は、未就学児の均等割分の5割を公費負担とする負担金で、対象者の増により12万8,000円の増、5節児童手当負担金は、延べ対象者数の減により、116万3,000円の減、7節児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費は、保育士処遇改善等による公定単価の増及び利用人数の増により151万9,000円の増となっております。

19ページをご覧ください。

15款2項1目総務費県補助金は、地域少子化重点推進交付金の増などで、2,001万2,000円増の5,898万8,000円を計上しました。

2節市町村交通対策事業運行費補助金が466万6,000円の増、4節移住支援金が支援制度の拡充により、150万円の増、5節来てふくしま住宅取得支援事業補助金が前年同額、6節地域少子化重点推進交付金が、結婚新生活を支援するもので全額増、7節みらいを描く市町村等支援事業補助金は、スキー場の利活用の検討及び移住定住推進事業を実施するもので全額増となっております。

2目民生費県補助金は、子ども・子育て支援交付金の増などで、1,026万円増の8,545万3,000円を計上いたしました。

1節障がい者福祉費補助金の重度障がい者支援事業補助金は、コロナ禍の影響で受診

控えによる医療費の減により、111万6,000円の減となっております。

20ページをご覧ください。

3節児童福祉費補助金の子どもの医療費補助金は、実績から258万6,000円の増、子ども・子育て支援交付金は、放課後児童健全育成事業の部屋数増による環境整備により、758万8,000円の増となっております。

21ページをご覧ください。

3目衛生費県補助金は、妊娠から出産・子育てまで一貫して支援する出産子育て応援給付金事業補助金1,653万円の全額増などより、1,636万8,000円増の2,153万5,000円を計上しました。

4目農林水産業費県補助金は、農村地域防災減災事業補助金の増などにより、2,033万6,000円増の2億1,961万7,000円を計上いたしました。

1節農業費補助金で増減のあった主なものは、国営造成水利施設管理強化事業補助金が183万4,000円の減、農業次世代人材投資事業補助金は、給付対象者3名減により、337万5,000円の減、22ページの地域担い手育成支援事業補助金は842万8,000円の減、農村地域防災減災事業補助金は、蟹沢ため池改修で1,750万円の増、産地パワーアップ事業は、農業機械2台分で1,649万6,000円の全額増、農地利用最適化交付金は92万円の全額増となっております。

5目商工費県補助金は、消費者風評対策市町村支援事業交付金の減により51万7,000円減の448万3,000円を計上いたしました。

6目土木費県補助金は、旧坂下厚生総合病院の解体工事による地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金5,050万円が全額減となっております。

7目教育費県補助金は、23ページの地域スポーツクラブ活動体制整備事業補助金が、一部の運動部活動の地域移行によるもので33万2,000円の全額増などにより、20万8,000円増の156万5,000円を計上いたしました。

15款3項1目総務費県委託金は、選挙費の減などで、1,237万9,000円減の1,206万3,000円を計上いたしました。

1節総務管理費委託金のうつくしま権限委譲交付金が、令和4年度実績により79万9,000円の減、3節選挙費委託金の福島県議会議員一般選挙費委託金が全額増、4節統計調査費委託金の住宅・土地統計調査交付金が、本調査の実施により85万8,000円の増となっております。

24ページをご覧ください。

2目民生費県委託金、3目衛生費県委託金は、前年同額であります。

4目農林水産業費県委託金は河川樋門管理委託金1万8,000円の増により、49万4,000円を計上いたしました。

5目土木費県委託金は、旧宮川河川浄化事業委託金の減などにより、15万8,000円減の1,553万8,000円を計上いたしました。

6目教育費県委託金は、スクールソーシャルワーカー派遣の委託金で、勤務時間の増などにより、16万4,000円増の453万5,000円を計上しました。

25ページをご覧ください。

16款1項1目財産貸付収入は、坂下東土地区画整理地内用地貸付分の全額減などにより、45万4,000円減の695万8,000円を計上しました。

2目利子及び配当金は、21万6,000円を計上いたしました。

26ページをご覧ください。

16款2項2目物品売払収入は、除雪機械の更新による旧除雪機械の売却収入を見込み、50万円増の200万1,000円を計上いたしました。

27ページをご覧ください。

17款1項1目一般寄附金は、前年同額を計上いたしました。

2目ふるさと納税寄附金は、5,000万円増の2億円を計上いたしました。

18款1項1目財政調整基金繰入金は、前年度の一般寄附金と、ふるさと納税寄附金から経費を除いた分を繰入れするもので、1億1,561万8,000円増の1億7,180万1,000円を計上しました。

2目公共施設整備基金繰入金は、令和4年度の普通交付税の追加交付分のうち、令和5年度実施事業のために積み立てしていた分を繰入れするもので、906万1,000円増の7,162万3,000円を計上いたしました。川西コミュニティセンター屋上防水改修工事、保育所空調設備更新工事等に充当してまいります。

3目行政センター建設整備基金繰入金は、本年度の新庁舎建設事業に充当するために、繰入れするもので、2,035万2,000円減の4,545万4,000円を計上しました。

4目廃棄物処理施設整備基金繰入金は、家庭系ごみ処理手数料を基金に積み立てし、廃棄物再資源化事業・廃棄物減量化事業、環境センター積立金負担金に充当するもので、200万円減の1,200万円を計上いたしました。

5目減債基金繰入金は、福島県市町村振興基金から借り入れした起債を繰上償還し、将来負担を軽減するため繰入れするもので、全額増となります。

28ページをご覧ください。

19款1項1目繰越金は、令和4年度予算執行見込みにより、前年同額を計上いたしました。

20款1項1目延滞金は、30万円増の150万円を計上いたしました。

2目加算金、3目過料は存目です。

20款2項1目町預金利子は、前年同額となっております。

29ページをご覧ください。

20款3項貸付金元利収入は、全て前年同額です。

20款4項1目滞納処分費及び2目弁償金は前年同額、3目違約金及び延納利息は存目です。

4目雑入は、468万1,000円増の7,945万円を計上しました。

増減の主なものとしては、職員健康診断共済組合交付金が対象者の増により、75万4,000円の増。

30ページをご覧ください。

資源ごみ回収売却益がアルミ・紙類の単価増により396万2,000円の増、経営所得安定対策事業事務費が会計年度任用職員1名分の人件費減により、190万1,000円の減。

31ページをご覧ください。

湯川村学校給食業務受託料が、町学校給食センターの賄材料費、施設運営経費の増により、238万8,000円の増。

32ページをご覧ください。

地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業が、システム標準化に向けた準備経費の増により、390万4,000円の増となっております。

21款町債については、「第2表 地方債」でご説明させていただいたとおり、町債の総額は、前年度比4,419万1,000円減の2億2,495万円となっております。

歳入は以上です。

次に、3、歳出について、ご説明申し上げます。

まず、昨年まで4款衛生費に計上しておりました新型コロナウイルス感染症対策費は、ワクチン予防接種を含めた感染症対策費でしたが、予防接種法におけるワクチンの臨時的接種期限が令和5年3月末で終了を予定していることから、コロナ関連予算の一括計上を取りやめ、令和5年度からは、感染症対策の必要な予算については、各款に計上しておりますので、よろしく願いいたします。

34ページをご覧ください。

1款1項1目議会費は、議員共済会負担金の減などで、15万2,000円減の8,292万7,000円を計上しました。

35ページをご覧ください。

4節の議員共済会負担金は、算出係数の変更により25万9,000円の減となっております。

37ページをご覧ください。

2款1項1目一般管理費は、ふるさと納税寄附者に対する返礼品等にかかる経費の増などで、3,915万5,000円増の7億7,129万8,000円を計上しました。

2節及び3節は、職員1名増、会計年度任用職員3名減で給料は181万円の増となりましたが、38ページの退職手当組合負担金が大幅に引下げとなったことなどから、合わせて117万6,000円の減となっております。

4節は、39ページ上段の会計年度任用職員共済組合負担金は、令和4年10月の共済組合法改正で、雇用条件等により社会保険料から共済組合負担金に加入することとなったため、496万6,000円の増となっております。

7節のふるさと納税寄附者は、ふるさと納税寄附者に対する返礼品等にかかる報償金で、ふるさと納税寄附金の増額により1,500万円の増となっております。

40ページをご覧ください。

10節の印刷製本費は、コピー機の契約更新に伴う単価の改訂により、188万3,000円の増、電気料が209万9,000円の増となっております。

41ページをご覧ください。

11節の運送料は、決済手数料がふるさと納税のクレジットカード払いによる手数料で70万8,000円の増。

12節の42ページ、職員検診等は受診者数の増により、64万9,000円の増。ふるさと納税返礼品発注等業務は220万円の増。

13節のライセンスは、ポータルサイト、ふるさとチョイスの使用料が、寄附額の5%から10%に変更となるため、796万円の増。印刷機械が複合機のリース単価の増により、50万4,000円の増となります。

43ページをご覧ください。

14節は、本庁舎生活課の空調設備整備で、公共施設整備基金繰入金を充当いたします。

18節は、両沼地方町村会負担金が人件費の増により、91万5,000円の増となっております。

2目文書広報費は、377万7,000円増の832万4,000円を計上しました。

44ページをご覧ください。

12節行政施策PR促進事業は、スマートフォンにも対応した町ホームページにリニューアルするもので、全額増となっております。

3目財政管理費は、事務用品費の増などにより、71万2,000円増の197万8,000円を計上いたしました。

4目会計管理費は、9万6,000円増の372万円を計上しました。

11節役務費の指定金融機関事務取扱手数料は、契約の内容見直しにより、55万円の増になりました。

5目財産管理費は、ふるさと納税寄附金の増による財政調整基金積立金の増で、2,360万1,000円増の1億2,966万8,000円を計上いたしました。

10節は、旧糸桜里の湯ばんげにかかる電気料が126万円の減、水道料が176万2,000円の減となっております。

45ページをご覧ください。

12節は、旧糸桜里の湯ばんげの電気工作物保安全管理業務、危険物貯蔵所等休廃止が全額減、14節は、旧糸桜里の湯ばんげの污水配管撤去と、町営駐車場のみんなのトイレ建設に伴う旧町民体育館公衆トイレの解体工事で、全額増となっております。

24節積立金の財政調整基金は、令和5年度のふるさと納税の寄附金から経費を差し引いた分を積み立てることにより、2,515万5,000円の増となっております。

46ページをご覧ください。

6目企画費は、川西コミュニティセンター屋上防水改修工事などで、前年度比4,048万4,000円増の1億6,399万4,000円を計上いたしました。

2節及び3節は、各コミュニティセンターの会計年度任用職員人件費で、60万3,000円の増となっております。

47ページをご覧ください。

10節需用費の電気料が、各コミュニティセンター分で205万5,000円の増となっております。

48ページをご覧ください。

12節の測量設計が、川西コミュニティセンター屋上の漏水により防水改修工事の実施に伴う設計・施工監理委託料と、広瀬コミュニティセンターの屋上防水改修工事が必要のため、設計委託料で全額増となっております。

13節、49ページの地方バス運行維持対策定期券は、令和4年度の実績により、290万3,000円の増となっております。

14節は、川西コミュニティセンターの屋上防水改修工事、高寺コミュニティセンター会議室のエアコン設置及び八幡コミュニティセンター体育館入口に手すりを設置するもので、全額増となっております。

12節の測量設計とともに、川西コミュニティセンターの工事は、公共施設整備基金を充当いたします。

18節市町村生活バス路線運行負担金は、令和4年度の実績から699万5,000円の増となっております。

51ページをご覧ください。

7目交通安全対策費は、76万9,000円増の274万4,000円を計上いたしました。

13節は、運転免許証を自主返納した高齢者に対し1万円のタクシー券を交付するもので、全額増となっております。

14節は、道路反射鏡は3か所の工事費、集落案内板は10か所分の修繕で、全額増となっております。

8目電算管理費は、地方公共団体情報システム標準化業務の減などで、702万8,000円減の8,319万5,000円を計上いたしました。

52ページをご覧ください。

10節印刷製本費は、令和5年度から共通納税制度の税目拡大により税関係の納付書が新様式となり、1期1枚の納付書タイプとなるため315万円の増。

12節インターネットシステム運用管理支援は、ホームページ更新ソフトのバージョンアップ完了により、218万9,000円の減、地方公共団体情報システム標準化業務は、行政手続のオンライン化システム構築業務等の完了により、983万9,000円の減、映像配信機器更新業務は、議会中継の機器を更新するもので全額増、個人情報保護法は、個人情報保護法の改正に伴う個人情報ファイル簿公開WEBシステムの保守業務で、全額増となります。

53ページをご覧ください。

13節のライセンスは、マイクロソフトオフィス2013が令和5年4月にサポートが終了するため、オフィス2021への更新費用などで90万9,000円の増、電子計算機器等は、出納室で使用している帳票読取OCR機器更新などで157万5,000円の増となります。

9目過疎対策費は、結婚新生活支援事業補助金等の増などで、2,472万円増の5,933万4,000円を計上いたしました。

1節から4節は、地域おこし協力隊5名の人件費で、2名増により488万3,000円の増となります。

55ページをご覧ください。

12節の町PR映像編集は、町のPR動画の作成や、ユーチューブ動画制作及びSNSでの情報発信をするもので全額増、モニターツアー等は、移住定住体験や魅力発見ツアーを実施するもので全額増となっております。

13節の自動車借上料は、地域おこし協力隊2名増により活動用の公用車2台分のリース料115万5,000円の増、古民家カフェ用地は、カフェオープン予定地が民有地であるため借地するもので全額増になります。

16節は、古民家カフェオープンに必要となる古民家を購入するもので、全額増になります。

18節は、若者定住促進住宅新築等補助金が、町外からの方への70万円10世帯分と、町内の方への30万円15世帯分で、住宅取得補助金を交付するものです。

移住支援事業補助金が、子育て2人以上世帯300万円1件分と、単身世帯60万円1件分の首都圏からの移住者への支援金で、国県で4分の3補助となります。

ふくしま住宅取得支援事業補助金は、県外からの方への90万円の上乗せ補助1世帯分で、県を通じた補助となります。

結婚新生活支援事業補助金が、若い世代を対象に結婚に伴う新生活の費用を補助する制度を新設するもので、夫婦ともに29歳以下の場合60万円10件分と、夫婦ともまたは一方が30歳から39歳以下の場合、30万円15件分の補助金で、国県で3分の2の補助となります。

10目新庁舎建設費は、新庁舎の建設に向けた基本構想・基本計画策定業務などで、2,013万円減の4,604万8,000円を計上いたしました。

1節は、新庁舎建設検討委員会6回分の委員報酬です。

56ページをご覧ください。

8節は、先進地視察の旅費です。

12節の測量設計は、基本設計業務、新庁舎建設支援業務は、建築計画条件等の整理、現況調査及び分析等を行うための支援業務となります。

11目用地対策費は、2項道路5筆分の測量設計と用地の購入を行うもので、28万7,000円の減となります。

2款2項1目税務総務費は、人件費の減などで、179万円減の6,746万9,000円を計上いたしました。

2節及び3節は、職員の人件費で155万2,000円の減となっております。

58ページをご覧ください。

12節地方税電子申告サービスは、共通納税税目の拡大により89万8,000円の増となっております。

59ページをご覧ください。

22節の過誤納還付金は、実績から140万円の減となっております。

2目賦課徴収費は、3年ごとに実施する固定資産標準等鑑定評価業務委託料1,264万1,000円的全額減などにより、991万8,000円減の483万6,000円を計上いたしました。

2 款 3 項 1 目 戸籍住民基本台帳費は、戸籍情報システム改修の全額減などで、282万5,000円減の4,589万5,000円を計上いたしました。

2 節から60ページの4節は、職員及び会計年度任用職員の人件費で、マイナンバーカード発行業務体制を強化するため職員手当など、217万4,000円の増となっております。

61ページをご覧ください。

12節は、戸籍情報システム改修業務の完了により740万4,000円の減となっております。

13節の戸籍総合システムブックレスは、令和4年度のシステム機器更改により、240万8,000円の増となります。

62ページをご覧ください。

2 款 4 項 1 目 選挙管理委員会費は、前年度比70万2,000円減の665万8,000円を計上いたしました。

63ページをご覧ください。

2 目 選挙啓発費は、前年同額です。

3 目 福島県議会議員一般選挙費は、令和5年11月19日に任期満了となる福島県議会議員の選挙費です。

65ページをご覧ください。

4 目 会津坂下町議会議員一般選挙費は、令和6年3月31日に任期満了となる会津坂下町議会議員の選挙費になります。

67ページをご覧ください。

参議院議員通常選挙費と、福島県知事選挙費は、全額減となっております。

2 款 5 項 1 目 統計調査総務費は、38万8,000円増の434万4,000円を計上いたしました。

68ページをご覧ください。

2 目 総務統計費は、5年ごとに実施される住宅・土地統計調査が調査年度となるため、65万4,000円増の97万9,000円を計上いたしました。

3 目 教育統計費は、学校基本調査で前年同額です。

4 目 農林統計費は、農林業センサスの事前調査費として事務用品等で3,000円を計上しました。

69ページをご覧ください。

2 款 6 項 1 目 監査委員費は、代表監査委員の改選に係る経費の減により10万円減の63万2,000円を計上いたしました。

3 款 1 項 1 目 社会福祉総務費は、国民健康保険特別会計繰出金の増などで、448万1,000円増の8億633万6,000円を計上いたしました。

72ページをご覧ください。

27節の国民健康保険特別会計繰出金は、軽減世帯数の増により軽減世帯割合が61%を超えたことから、算定係数の変更で財政安定化支援分の増などにより、1,363万6,000円の増、後期高齢者医療特別会計繰出金は、一般会計から職員1名の人件費を特別会計に計上したことによる事務費繰出の増などにより、1,197万7,000円の増、介護保険特別会計繰出金は職員人件費分の減などにより、69万2,000円の減となっております。

73ページをご覧ください。

2目障がい者福祉費は、自立支援給付費の減などで、1,361万6,000円減の3億5,440万1,000円を計上いたしました。

12節のシステム改修業務は、重度心身障がい者医療給付の現物給付化のための改修で74万7,000円の増、基幹相談支援センター事業は、6町村広域で新たに設置するもので全額増となっております。

74ページをご覧ください。

19節扶助費の重度障がい者支援事業は、医療費の減により192万6,000円の減、自立支援医療は、人工透析者の更生医療費の減などにより339万7,000円の減、自立支援給付費は、コロナ禍の影響による就労支援サービスの利用者減などにより1,258万3,000円の減、地域生活支援事業は、訪問入浴サービス利用者の増などにより183万円の増となっております。

3目老人福祉費は、老人ホーム保護措置費の減などで、154万9,000円減の5,020万5,000円を計上いたしました。

75ページをご覧ください。

19節は、76ページになります。老人ホーム保護措置費は入居者数の減により、224万6,000円の減となっております。

3款2項1目児童福祉総務費は、子育てふれあい交流センターの外壁防水改修工事の減などで、792万4,000円減の6,060万9,000円を計上しました。

1節から77ページの4節は、子育てふれあい交流センターの会計年度任用職員の人件費で、27万5,000円の増となっております。

79ページをご覧ください。

12節の放課後児童健全育成事業は、利用者数の増による指導員増により、289万7,000円の増、子育て短期支援業務は、緊急一時的に母子の保護が必要な場合に備えるもので全額増となります。

80ページをご覧ください。

14節の施設整備は、子育てふれあい交流センターの給水設備改修工事で、公共施設整備基金繰入金により実施をいたします。

18節のファミリーサポートセンター利用料助成は、利用料の半額を補助するもので、全額増となります。

2目児童措置費は、児童手当の延べ対象者数の減により、1,072万5,000円減の1億8,513万6,000円を計上いたしました。

3目母子福祉費は、ひとり親家庭医療費及び児童医療費の増により、300万6,000円増の5,914万7,000円を計上いたしました。

81ページをご覧ください。

4目児童福祉施設費は、施設型給付費の増などで、6,545万7,000円増の3億5,321万5,000円を計上いたしました。

1節は、会計年度任用職員パートタイムの報酬で2名増により467万円の増、2節か

ら3節は、保育所の職員及び会計年度任用職員フルタイムの人件費で、2クラス増に伴う職員の増などにより366万円の増となっております。

82ページをご覧ください。

10節、83ページになります。電気料は、保育所の電気料で128万2,000円の増、12節の84ページ、給食業務は、食材の高騰で一食当たりの単価の増などにより、222万8,000円の増。

14節は、保育所の空調設備を更新するもので全額増であり、公共施設整備基金繰入金により実施します。

85ページをご覧ください。

18節の施設型給付費は、民間保育士の賃上げ分を補助する、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金が令和4年9月末で終了し、継続支援として、令和4年10月からは、賃上げ分など処遇改善経費が公定価格の一部として算定されたことによる公定単価の増と、利用人数の増により、3,987万9,000円の増となります。

3款3項1目災害救助費は、存目です。

4款1項1目保健衛生総務費は、坂下厚生総合病院救急医療等体制支援事業負担金の減などで、10万6,000円減の1億1,202万4,000円を計上いたしました。

2節と86ページの3節は、職員の人件費で、511万7,000円の増、会計年度任用職員の人件費は管理栄養士1名減により、全額減となっております。

87ページをご覧ください。

13節の健康管理システムは、令和4年更新時に補助対象とするための賃借期間を5年から3年としたことにより、132万円の増となっております。

18節、坂下厚生総合病院救急医療等体制支援事業負担金は、町負担分について、歳出予算と同額を歳入に計上していたものを取りやめたため、全額減となります。なお、坂下厚生総合病院に対する救急医療等体制支援事業補助金は前年と同額となっております。

2目予防費は、出産子育て応援給付金事業補助金の増などで、2,627万3,000円増の1億114万6,000円を計上いたしました。

2節と3節は、会計年度任用職員の人件費で、出産子育て応援事業の実施のため、2名増により全額増となっております。

89ページをご覧ください。

12節の予防接種は、接種単価の高い子宮頸がんワクチンの開始により351万円の増、18節の出産子育て応援給付金事業は、妊娠から出産・子育てまでの経済的支援として、妊娠中に5万円、出産後に5万円を交付するもので、それぞれ90人分と、初診時自己負担分補助として1万円を2人分で全額増、19節妊活応援助成金は、不妊検査費の補助で5万円を20組分で、令和4年度は補正予算で計上したことから、全額増となっております。

90ページをご覧ください。

3目環境衛生費は、資源ごみ回収報償金の減などで、39万7,000円減の1,693万4,000円を計上しました。

7節の資源ごみ回収は、塵芥し尿処理費への歳出科目変更により全額減、12節の騒音調査は隔年で実施しているもので、令和5年度は実施年となっていることから全額増、一人暮らし世帯ごみ回収事業は、時間当たりの単価増により、19万3,000円の増となっております。

91ページをご覧ください。

18節の合併処理浄化槽設置整備補助金は、補助額の改定により86万8,000円の増、生活排水路整備補助金は、地区の要望がなかったことから全額減となっております。

4目斎苑管理運営費は、会津西部斎苑連絡協議会負担金の増などで、345万9,000円増の5,775万1,000円を計上いたしました。

10節は、燃料費が52万3,000円の増、電気料が65万6,000円の増となっております。

92ページをご覧ください。

14節は火葬炉等の補修工事で、203万5,000円の減、18節の会津西部斎苑連絡協議会負担金は過年度の火葬炉等修繕工事等の実績などにより、412万1,000円の増、新型コロナウイルス感染症対策費は、全額減となっております。なお、通学安全対策として計上していた、朝の通学バス増便分と衛生用品は、歳出科目を変更して計上しております。

4款2項1目塵芥し尿処理費は、会津若松広域市町村圏整備組合基金積立負担金の増などで、2,000万4,000円増の2億1,305万円を計上いたしました。

7節資源ごみ回収は、環境衛生費からの歳出科目変更により全額増、地球温暖化対策計画策定委員が全額増となっております。

93ページをご覧ください。

11節は、廃棄物収集・運搬手数料が人件費、燃料費等の増により198万円の増、12節ごみ危険物不法投棄処理業務は、勝大の大規模林道に不法投棄されている廃棄物の回収処分などにより205万6,000円の増、資源物分別処理業務は人件費等の増により、72万4,000円の増、18節の会津若松地方広域市町村圏整備組合負担金が1,461万6,000円の増となっております。

94ページをご覧ください。

5款1項1目労働諸費は、3万1,000円増の795万8,000円を計上しました。

95ページをご覧ください。

6款1項1目農業委員会費は、農業委員会委員報酬の増などで、27万7,000円増の614万1,000円を計上しました。

1節は、令和5年度の農業委員等の改選、農地利用最適化交付金事業の実施により、農業委員会委員が56万4,000円の増、農地利用最適化推進委員が45万6,000円の増、また、職員手当等が一般管理費へ歳出科目変更により全額減、電子計算機器保守点検委託料についても全額減となっております。

96ページをご覧ください。

2目農業総務費は、農事組合事業補助金の減などにより、32万4,000円減の6,133万9,000円を計上いたしました。

97ページをご覧ください。

3目農業振興費は、産地パワーアップ事業などで、43万7,000円増の1億46万円を計上いたしました。

2節から98ページの4節は、会計年度任用職員の減により187万6,000円の減となっております。

99ページをご覧ください。

18節の会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会負担金は、ライフル・スラッグ弾射撃場整備完了により203万円の減となっております。

100ページをご覧ください。

水田農業改革支援事業補助金は、農業再生協議会への補助金で、職員の減などで94万8,000円減、環境保全型農業直接支払事業補助金は、取組面積の増などで89万7,000円の増、地域担い手育成支援事業補助金は、農業用機械の購入にかかる補助金で、申請見込みにより、842万8,000円の減、農業次世代人材投資事業補助金は、対象者に対し5年間補助するもので、3名減により337万5,000円の減、産地パワーアップ事業補助金は、農業機械導入2台分で全額増となっております。

4目畜産業費は、1万8,000円増の51万8,000円を計上いたしました。

101ページをご覧ください。

5目農地費は、蟹沢ため池1号、2号廃止工事費の増などで、1,481万2,000円増の2億6,289万3,000円を計上いたしました。

2節と3節は職員人件費で、34万1,000円の減となっております。

102ページをご覧ください。

12節の測量設計は、杉集落の西側にある蟹沢ため池1号、2号廃止工事の測量設計分で1,310万円の減。

14節のため池改修は、蟹沢ため池1号、2号の廃止工事と、宇内区の仲子山ため池排水工事で全額増。

18節、103ページの防災ダム事業は鶴沼防災ダムの堆積土砂処理の実施設計にかかる負担金で445万5,000円の減、農業水路等長寿命化・防災減災事業は、逆水2号堤の改修工事に対する負担金で全額増、団体単独土地改良事業は、会津宮川土地改良区の水路改修に対する補助で73万3,000円の増。

27節農業集落排水事業特別会計への繰出金は、電気料高騰などによる維持管理費の増で、27万8,000円の増となっております。

◎議長（水野孝一君）

説明の途中ですが、休憩のため休議といたします。

（午後2時00分）

再開を2時10分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後2時10分）

続けて説明をお願いします。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

では、103ページ、6目国土調査費からになります。

6目国土調査費は、職員手当等を農業総務費に科目変更したことにより全額減となり、38万2,000円減の33万6,000円を計上いたしました。

104ページをご覧ください。

6款2項1目林業振興費は、緑資源幹線林道会津坂下・新鶴区間受益者組合補助金の全額減などで、42万7,000円減の266万1,000円を計上いたしました。会津流域林業活性化センターが令和5年度解散予定により負担金が全額減、緑資源幹線林道会津坂下・新鶴区間受益者組合補助金が事業終了により全額減となっております。

105ページをご覧ください。

7款1項1目商工総務費は、案内看板設置などにより、309万8,000円増の3,285万3,000円を計上いたしました。

106ページをご覧ください。

14節の工作物等除去工事は、坂本工業団地入り口広告塔が老朽化により倒れる危険性があることから解体するもので全額増、看板設置工事は、工業団地の案内看板を新たに設置するもので全額増となっております。

2目商工業振興費は、風評対策PR事業費の増などで、371万5,000円増の3,819万2,000円を計上いたしました。

7節の職員研修等謝礼は、街なかぎわい創出のための政策形成アドバイザー支援事業の実施によるもので全額増となります。

107ページをご覧ください。

12節の風評対策PRは、生産者と消費者をつなぐモニターツアーを実施するもので、200万2,000円の増、18節の商工会運営費補助は、インボイス対応のサポートや中心市街地活性化の事業強化により120万円の増、空店舗等利活用事業補助金は、1店舗減により10万8,000円の減となっております。

108ページをご覧ください。

3目観光費は、祭り・イベント事業運営等委託料の増などで、1,233万5,000円増の3,970万4,000円を計上いたしました。

10節の被服等は、会津木綿のはっぴ新調などで42万8,000円の増となっております。

109ページをご覧ください。

12節の市場調査業務は、冷やしラーメンプロモーション用のポータルサイトを作成するもので全額増、祭り・イベント事業運営等は、観光物産協会への委託となりますが、新たなイベントとして桜まつりの実施と、これまで風評対策PR事業で実施してきた姉

妹都市北本市、桜国屋等での物産販売促進事業費の組替え等により455万9,000円の増となっております。

スキー場周辺施設利活用調査等は、スキー場及び周辺施設の活用に関する基礎調査及びファンミーティング等を実施し、今後の利活用について検討するもので全額増。14節は、スキー場周辺施設である炊事場が、老朽化により利用に支障があることから修繕をするもので全額増となっております。

110ページをご覧ください。

8款1項1目土木総務費は、職員人件費の増などにより、121万8,000円増の3,487万5,000円を計上いたしました。

112ページをご覧ください。

8款2項1目道路維持費は、除雪機械購入費の増などで、3,276万5,000円増の2億1,332万円を計上いたしました。

2節から113ページの4節は、会計年度任用職員の人件費で548万9,000円の増となっております。

114ページをご覧ください。

12節の防雪柵設置及び撤去が労務単価の増により、236万6,000円の増、14節の消雪セットバルブ入替工事は、片門地区の消雪設備の損傷によりノズルヘッド等の入替えを実施するもので、91万3,000円の増となります。

115ページをご覧ください。

17節の除雪機械は、14トン除雪ドーザ1台分で2,153万3,000円の増、2目道路新設改良費は、原村前線拡幅工事の測量設計などの全額減で2,286万5,000円減、14節の道路整備は、新町東裏通り線など全9路線の舗装等整備費、21節は、新町東裏通り線1本の電柱移転補償となっております。

3目街路灯費は、街路灯の電気料の増などで、381万3,000円増の1,830万5,000円を計上いたしました。

10節の電気料が街路灯電気料で250万9,000円の増、修繕料の街路灯は、南幹線東側街路灯の交換で44万5,000円の増、14節街路灯新設改良は、街路灯LED化工事と、中村線に街路灯を新設するもので77万6,000円の増となっております。

116ページをご覧ください。

4目防雪サブセンター管理費は、電気料などの増により、49万8,000円増の124万1,000円を計上いたしました。

5目橋りょう新設改良費は、ステーションばんげ南公園線跨線橋の改修費の増などで、2,440万円増の1億2,550万円を計上いたしました。

12節は道路橋点検業務が14橋の定期点検業務で、昨年より2橋増で690万円の増の1,700万円を計上いたしました。丈助橋測量設計分は全額減となっております。

14節はステーションばんげ南公園線跨線橋の修繕工事で1億500万円を計上いたしました。

16節は丈助橋架け替えに伴う取付部分の用地取得で全額増となっております。

117ページをご覧ください。

8款3項1目河川総務費は、県委託の河川浄化業務が行政区からの要望面積の減により、37万2,000円減の278万4,000円を計上いたしました。

2目河川維持費は、870万円増の2,270万円を計上いたしました。準用河川の堆積除去は5河川、災害防除や護岸工事等の維持工事は3か所実施予定で820万円の増、水路工事に伴う損失補償1件で50万円の増となっております。

8款4項1目都市計画総務費は、2節及び3節の職員人件費が69万4,000円の増、118ページの12節の測量設計が5年ごとに実施される都市計画基礎調査で全額増、用途地域変更に伴う用途図の地図情報修正の全額減などにより、1,064万2,000円増の4,064万2,000円を計上いたしました。

2目土地区画整理費は、27節の坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計繰出金などで、事業費の増により357万5,000円増の9,370万3,000円を計上いたしました。

119ページをご覧ください。

3目街路事業費は、坂下南幹線水道管布設負担金で前年同額になります。

4目下水道費は、下水道特別会計繰出金で、職員1名増分を含む事業費の増により、1,640万4,000円増の1億4,340万3,000円を計上いたしました。

5目都市下水路費は、都市下水路ゲート自動化の基本設計の全額減、14節の施設整備が上町第1ゲート修繕などで90万9,000円の増、用排水路整備が辰の川護岸補修工事で全額増により、74万9,000円増の423万円を計上いたしました。

6目公園費は、ばんげひがし公園・鶴沼緑地公園の管理運営委託の増などで、786万4,000円増の5,645万3,000円を計上いたしました。

120ページをご覧ください。

11節の廃棄物収集・運搬は、鶴沼緑地公園の草を刈った分の処分料で、実績により90万9,000円の増、12節のばんげひがし公園・鶴沼緑地公園管理運営委託がバンビィへの指定管理委託で、電気料高騰などにより、370万5,000円の増、14節の公園整備は、令和4年度に実施した遊具点検の結果、修繕が必要な各公園遊具の撤去、ばんげひがし公園プールのろ過集毛器取替・循環ポンプ交換、ひがし公園遊具更新等になります。

7目街なみ環境整備事業費は、気多宮地区の歴史的街なみの環境整備で、16万1,000円を計上いたしました。

121ページをご覧ください。

8款5項1目住宅管理費は、旧坂下厚生病院除却補助金の全額減などで、1億8,023万2,000円減の5,240万8,000円を計上いたしました。

10節122ページの修繕料の施設は、古町川尻団地5から8号棟の火災警報器の更新等で17万円の増となっております。

123ページをご覧ください。

14節の町営住宅改修工事は、古町川尻団地5号棟給水設備等の改修工事で1,750万円を計上しております。なお、古町川尻団地3号棟給水設備等の改修工事完了により、3,350万円の減となります。

9款1項1目非常備消防費は、会津美里消防署新築工事の完了などによる会津若松地方広域市町村圏整備組合負担金の減などで、2,391万6,000円減の3億2,334万3,000円を計上いたしました。

124ページをご覧ください。

10節の被服等は、消防団第3分団のはっぴ新調などで、56万円の増となっております。

125ページをご覧ください。

18節の会津若松地方広域市町村圏整備組合負担金は1,764万6,000円の減、126ページの準中型取得免許補助金は、新免許制度における普通免許では3.5トンを超える消防ポンプ自動車を運転できないため、消防団員が準中型免許取得に必要な経費を補助するもので全額増、消防団施設整備交付金は、令和4年度補正予算に計上したもので、消防団1分団当たり25万円を7分団に交付するもので全額増、防災マップ作成委託、団旗等購入は事業完了により全額減となっております。

2目消防施設費は、村田区消防団屯所・車庫建設工事費の全額増などで、前年度比2,880万6,000円増の3,106万8,000円を計上いたしました。

12節の設計・監理は、村田区消防団屯所及び車庫建設に伴う設計監理と、宇内区消防団屯所設計で全額増、14節の車庫・屯所は、村田区消防団屯所及び車庫建設工事で全額増、18節の消火栓維持管理経費は、洲走区に消火栓を新設するもので257万4,000円の増となります。

3目水防費は、水防事業の経費で、15万5,000円を計上しました。

127ページをご覧ください。

10款1項1目教育委員会費は、教育委員の費用弁償の増により、4,000円増の101万7,000円を計上いたしました。

2目事務局費は、人件費の増などで、143万6,000円増の5,595万9,000円を計上いたしました。

1節の128ページのスクールソーシャルワーカーは、勤務時間の増などにより、12万6,000円の増、2節と3節は職員人件費で、95万6,000円の増となっております。

130ページをご覧ください。

25節の会津学鳳高等学校創立100周年記念事業寄附金が全額増となっております。

3目子ども支援費は、職員1名増による人件費の増などで、481万5,000円増の5,302万5,000円を計上いたしました。

132ページをご覧ください。

10款2項1目小学校費の学校管理費は、通学運転業務委託料の衛生費からの歳出科目変更による全額増などで、24万3,000円増の8,854万1,000円を計上いたしました。

1節の用務員は、会計年度任用職員として南・東各小学校に1名ずつ配置するもので全額増、10節の衛生用品は、新型コロナ対策費からの歳出科目変更により全額増、133ページの電気料が両小学校分で343万6,000円の増となっております。

134ページをご覧ください。

12節の用務員は、2名を会計年度任用職員として配置することから145万2,000円の減、

通学運転業務は、朝のバスの増便分で、歳出科目の変更により全額増となっております。

135ページをご覧ください。

14節の施設整備は、わんぱく東・南クラブの利用者増に伴い、わんぱく東クラブ教室と南クラブ教室にエアコンを設置するもので2,782万7,000円を計上し、公共施設整備基金を充当いたします。

また、坂下南小学校北校舎屋上改修工事分の完了により、1,016万6,000円の減となります。

136ページをご覧ください。

2目教育振興費は、特別支援員報酬の増などで、411万5,000円増の3,360万9,000円を計上いたしました。

1節は、支援を必要とする児童の増加に伴い、東小学校に新たに特別支援教育支援員を1名増員し8名となることから、311万6,000円の増となります。

12節の副読本改定業務は、町郷土学習副読本第3版を改定するもので全額増となっております。

137ページをご覧ください。

19節の就学援助費は、対象見込者の減により、15万6,000円の減、10款3項1目中学校費の学校管理費は、電気料の増などで433万7,000円増の4,016万9,000円を計上いたしました。

1節の用務員は、小学校管理費同様に、会計年度任用職員として1名配置するもので全額増、10節の衛生用品は、新型コロナ対策費からの支出科目変更により全額増、138ページの電気料が中学校分で160万1,000円の増、修繕料の施設は、プール循環ポンプの修繕などで134万7,000円の増、11節の遠距離通学用定期券等は、対象者の増により78万6,000円の増となっております。

139ページの12節の用務員は、1名を会計年度任用職員として配置するもので72万9,000円の減となります。

140ページをご覧ください。

2目教育振興費は、ICT業務支援委託料の増などで、1,157万8,000円増の4,146万7,000円を計上いたしました。

141ページをご覧ください。

12節のICT支援は、ICT教育の教師への授業支援と、全国学力調査オンライン化や各種教育サービス設定に対する支援で401万3,000円の増、13節の電子計算機器等は、令和4年度補正予算に計上した教員用パソコンと、新たに小中学校のノートパソコン9台分、校務用デスクトップパソコン35台分の更新により、397万9,000円の増、17節の共通教材費等は、小学校パソコン室パソコンのディスプレイと、小中学校パソコン室用のレーザープリンターの購入などで全額増、19節の就学援助費は対象見込者の減により、93万1,000円の減となっております。

142ページをご覧ください。

10款4項1目幼稚園費は、会計年度任用職員分の人件費の増などで、1,304万3,000円

増の2億1,702万5,000円を計上いたしました。

1節から3節は、職員及び会計年度任用職員分の人件費で、職員1名増などで1,188万8,000円の増となっております。

144ページをご覧ください。

10節の衛生用品は、新型コロナ対策費からの歳出科目変更により全額増、電気料は、南・東幼稚園分で64万9,000円の増となっております。

145ページの12節通園運転業務は、年間割引により118万6,000円の減、預かり保育給食業務は、喫食数の減により20万4,000円の減、13節のライセンスは、令和4年度に整備したICTの使用料で全額増となります。

146ページをご覧ください。

10款5項1目社会教育総務費は、人件費の減などで217万9,000円減の3,815万5,000円を計上いたしました。

2節と3節は、職員の給料と手当の減により、204万8,000円の減となっております。

147ページをご覧ください。

13節の成人式用品は、令和4年度は延期となっております成人式2か年分の予算を計上していましたが、1回減により7万8,000円の減、148ページ、18節の県芸術祭会津地区負担金は全額増となっております。

2目公民館費は、2節、3節の図書司書の人件費の増、10節の149ページの電気料の増、151ページの17節室内用品の展示用防火パネル購入などにより、118万7,000円増の1,798万9,000円を計上いたしました。

151ページ、3目町史編さん費は、町史資料目録の印刷費の全額減などで、前年度比2万7,000円減の72万5,000円を計上いたしました。

7節は令和8年度町史発刊に向け準備するもので、民俗部会の開催・民族調査の実施により、26万5,000円の増、町史資料目録第10集の印刷完了により印刷製本費が全額減となっております。

4目埋蔵文化財発掘調査費は、発掘調査員・作業員の人件費の増などで、1,045万1,000円増の2,959万円を計上いたしました。

1節から3節は発掘調査員・作業員である会計年度任用職員の人件費で、6名増により、623万9,000円の増となっております。

152ページをご覧ください。

10節は立子沼道下遺跡報告書作成などにより、128万1,000円の増となっております。

153ページをご覧ください。

12節の測量設計は、高寺山遺跡の現況測量で80万4,000円の増、文化財保存業務は、陣が峯城跡の出土品保存処理で全額増となっております。

5目指定文化財管理費は、旧五十嵐家住宅建造物保存修理工事費の全額減などで2,450万9,000円減の1,554万2,000円を計上いたしました。

154ページをご覧ください。

7節の講師・指導者・審判等は、仏像等悉皆調査事業の原稿料で211万8,000円の増、

10節の印刷製本費は、仏像等悉皆調査報告書の発行で全額増となっております。

旧五十嵐家住宅建造物保存修理は、完了により、設計、工事費ともに全額減となります。

155ページをご覧ください。

6目美術館費は、美術館管理と事業費で、街路灯等の修繕などで18万5,000円増の165万9,000円を計上いたしました。

156ページをご覧ください。

10款6項1目旧坂下高校グラウンドの管理業務委託費の増などで、377万2,000円増の1,714万8,000円を計上いたしました。

2節と3節は職員の人件費で、21万3,000円の増となっております。

157ページをご覧ください。

7節の講師・指導者・審判等は、部活動の地域移行を進める地域スポーツクラブ活動体制整備によるもので、令和5年度は、一部の部活動について段階的な移行を実施するための指導者3人分の報償金で50万円増。

158ページをご覧ください。

12節の運動施設管理業務は、令和4年度の補正予算に計上しました、旧坂下高校グラウンドをソフトボール専用コートとして活用するに当たり、維持管理をバンビィに委託するもので全額増となっております。

2目学校給食費は、電気料の増などで、前年度比1,074万2,000円増の2億1,107万7,000円を計上いたしました。

2節と3節は職員の人件費で、67万9,000円の減となっております。

159ページをご覧ください。

10節の調理用器材は、給食用食缶のプラスチック蓋が劣化し不衛生なため購入するもので70万5,000円の増、電気料は、給食センター分で818万8,000円の増、修繕料の施設は、給食センターの洗浄室の床に亀裂が入っており、衛生上問題があるため修繕するもので、292万6,000円の増、160ページの賄材料費は、食材費高騰により、109万6,000円の増となりました。給食費の完全公会計化に伴うシステム改修完了により、電算システム開発委託料が全額減となっております。

161ページをご覧ください。

11款1項1目農業施設災害復旧費は、小災害復旧工事費8件分を見込み、前年度同額を計上いたしました。

162ページをご覧ください。

2目林業施設災害復旧費は、町単独の復旧工事費1件分を見込み、前年度同額を計上いたしました。

11款2項1目公共土木施設災害復旧費は、土木施設の災害復旧工事費で、前年同額です。

163ページをご覧ください。

12款1項1目公債費の元金は、令和4年度で償還が完了した上水道第5次拡張一般会

計出資金、街なみ環境整備事業分などが減額となりましたが、坂下厚生病院整備事業、及び町道整備事業分などの償還開始と、繰上償還の実施により、3,410万2,000円増の10億7,411万3,000円を計上いたしました。2目利子は、公債費に係る利子と、一時借入金利子分であり、534万4,000円減の2,526万1,000円を計上いたしました。

最後に13款1項1目予備費は、歳入歳出予算調整により、2,089万5,000円減の2,127万2,000円を計上いたしました。

164ページから173ページまでは給与費明細書、174ページは債務負担行為の支出額の見込み及び支出予定額等に関する調書、175ページは地方債の現在高の見込みに関する調書を掲載してございますので、ご覧いただきたいと思います。

さらに、別冊で配布しております、令和5年度一般会計歳入歳出予算資料は、前年度対比表、性質別分類表、重点事業及び建設事業について掲載してありますので、参考にさせていただければと思います。

説明は以上です。

◎議長（水野孝一君）

続いて、議案第16号から議案第18号までについて説明願います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

議案第16号「令和5年度会津坂下町国民健康保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

令和5年度会津坂下町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ18億2,738万9,000円にしたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によりたいというものであります。

第2条は、歳入予算の流用であり、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりとしたいというものであります。

第1号として、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内での経費の各項の間の流用について、第2号として、保険給付費の各項の計上した予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用について定めております。

それでは、まず国民健康保険特別会計の概要についてご説明いたします。

平成30年度から県が示す仮算定の標準保険料率を参考に、各市町村が保険税の算定を

しておりますが、令和5年度につきましては、後期高齢者支援金分の税率が増となりましたが、医療保険分及び介護保険負担分の税率が低くなったため、税率総額としては前年度対比で0.68%減を見込みました。

また、医療費につきましては、新型コロナウイルス感染症の関係で、令和4年度はコロナ禍の受診控えの反動により医療費が増加する見込みのため、保険給付費は令和4年度当初予算よりも7.0%増を見込んだところです。

国民健康保険加入者は年々減少してきておりますが、1人当たりの医療費は増加傾向にあります。また、新型コロナウイルス感染症が、感染症法上の位置づけで5類感染症に移行となる見込みで、令和5年度の医療費総額は先の見通せない状態となっております。今後、新型コロナウイルス感染症が、国民健康保険事業運営に関してどのように影響してくるのか予断は許しませんが、県、国等と連携しながら適切に対応してまいります。

それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書の1ページをお開き願います。総括になります。

まず歳入であります。

1款国民健康保険税から8款諸収入まで、歳入合計は18億2,738万9,000円となります。前年度当初予算と比較し、4,561万7,000円の増となります。

次に2ページをお開きください。歳入であります。

1款総務費から9款予備費まで、歳出合計は歳入合計と同じく18億2,738万9,000円となります。財源内訳は、国県支出金が12億8,686万6,000円、その他特定財源が72万9,000円、一般財源が9億3,979万4,000円であります。

3ページ以降は詳細の説明になります。

まず歳入であります。

1款1項は国民健康保険税です。国保事業に要する費用等を積算し、県支出金や一般会計繰入金などの歳入を差し引いた額を国保税で賄いたいというものであります。

1目一般被保険者国民健康保険税2億9,643万3,000円と、2目退職被保険者等国民健康保険税2万4,000円を合わせて2億9,645万7,000円となり、前年度当初予算と比較すると2,064万7,000円の減となります。

基礎数値といたしまして、県が示した標準保険料率を参考に、一般被保険者数を3,505人、国保世帯を2,184世帯として見込み、収納率を94%として算定いたしました。なお、今回、仮算定で算出した国保税につきましては、令和4年度の町・県民税の課税データを用いたものとなります。6月の第2回定例会では、令和5年度の町民税確定による本算定をもちまして予算額を補正することとなります。

4ページをお開きください。

2款1項は使用料になります。1目保健使用料は、健康管理センターの使用料6万9,000円を見込んでおります。

3款1項は国庫補助金で、1目災害臨時特例補助金、2目国民健康保険特別対策費補助金は存目計上となります。

5 ページをご覧ください。

4 款 1 項は県補助金でございますが、1 目保険給付費等交付金12億8,645万1,000円は、歳出の保険給付費の補填分及び保健事業費に係る補助でございます。

2 目子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業費補助金41万2,000円は、独自給付で減額された前年度の国庫負担金相当分を県が補助するものです。

6 ページをお開きください。

4 款 2 項財政安定化基金支出金、及び5 款 1 項財産運用収入は存目計上となります。

6 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、総務省が定める繰出し基準に基づき 1 億8,706 万 1,000円を一般会計から繰入れするものであります。

内訳であります、1 節保険基盤安定繰入金は、低所得者の税負担を軽減するもの、及び国保税の軽減対象となった一般被保険者数に応じて国・県から補填されるものを一般会計で受入れ、町負担分と合わせて国保特会に繰入れするものです。

2 節は、未就学児の国保税均等割について 5 割を公費で軽減する制度で、令和 4 年度課税分から対象となったものです。保険基盤安定繰入金と同じく、国・県分を一般会計で受入れ、国保特会に繰出しとなります。

3 節は、職員給与費や一般事務費など歳出の総務費に係るものです。

4 節の出産育児一時金等繰入金でございますが、歳出の出産育児一時金の 3 分の 2 に当たる額を一般会計から繰り入れるものです。

5 節財政安定化支援事業繰入金は、所得の少ない国保世帯が多い等の理由により国保財政に影響のある市町村について、国保財政の安定化及び国保税負担の平準化のために一般会計から国保特会に繰り入れるものです。

7 ページをご覧ください。

6 節その他一般会計繰入金につきましては、医療費無料化分及び健康管理センター施設管理分等の繰入金になります。

6 款 2 項は基金繰入金で、1 目国保基金繰入金は存目計上となります。

7 款 1 項は繰越金で、前年度繰越金5,407万8,000円を見込んでおります。

8 ページをお開きください。

8 款 1 項は延滞金加算金及び過料で、1 目一般被保険者延滞金は、国保税の延滞金193万4,000円を見込んでおります。

同じく、2 目退職被保険者等延滞金から 9 ページ 8 款 3 項 4 目退職被保険者等返納金までは存目計上となります。

8 款 3 項 5 目雑入66万円は60人分の間ドックに係る個人負担分となります。

続きまして、10ページをお開きください。歳出であります。

1 款 1 項総務管理費のうち 1 目一般管理費4,873万3,000円は、職員 5 人分とレセプト点検員 1 人分の人件費、並びに国保事業の運営に必要な事務費等でございます。

12ページをお開きください。

2 目連合会負担金177万8,000円は、被保険者数に応じて国保連合会に納入する負担金となります。

1 款 2 項徴税費402万円は、国保税の賦課に係る事務費等であります。

13ページをご覧ください。

1 款 3 項運営協議会費52万4,000円は、国保運営協議会に係る経費となります。

14ページをお開きください。

1 款 4 項趣旨普及費 2 万7,000円は、国保制度の周知に係るパンフレット、チラシ等
であります。

1 款 5 項収納率等特別対策事業費164万5,000円は、国保税の徴収に係る事務費等でご
ざいます。

15ページをご覧ください。

2 款 1 項保険給付費の療養諸費であります。新型コロナウイルス感染症の受診控えの
反動により、令和 4 年度の給付実績が増加となっており、令和 5 年度は対前年度比で
7.0%の増を見込みました。

1 目一般被保険者療養給付費10億8,608万2,000円は、前年度より7,171万8,000円の増
となります。

2 目退職被保険者等療養給付費については存目計上となり、以降、退職被保険者等に
係る予算については全て存目計上になります。

3 目一般被保険者療養費321万6,000円は、一般被保険者の補装具、柔道整復施術費等
(針、灸、あん摩等)の保険者負担分であります。

16ページをお開きください。

5 目審査支払手数料333万円は、診療報酬明細書(レセプト)の審査に対する手数料
となります。

2 款 2 項は高額療養費であります。

1 目一般被保険者高額療養費 1 億6,333万8,000円は、一般被保険者の自己負担分が所
得区分に応じた一定額以上の高額となった場合に給付するもので、療養給付費と同様に
受診控えの反動により、令和 4 年度の入院件数、給付額、共に増加したため前年度より
1,099万2,000円の増を見込んでおります。

17ページをお開きください。

3 目、4 目は一般被保険者及び退職被保険者等の高額介護合算療養費で、国保と介護
の自己負担分を合算した額が限度額を超えた場合に給付されるものであります。

2 款 3 項移送費につきましては存目計上となります。

2 款 4 項出産育児諸費は、被保険者が出産した世帯につきまして、令和 5 年度から42
万円を50万円に増額し、1 人につき50万円を限度として給付するもので、令和 5 年度は
10人分を見込んでおります。

18ページをお開きください。

2 款 5 項は葬祭諸費です。被保険者がお亡くなりになったときに葬祭費として1 人につ
き 5 万円を給付するものであります。

2 款 6 項傷病手当金につきましては、新型コロナウイルスに感染した給与の支払いを
受けている国保被保険者に対し給付するもので、48万円を計上しております。

3 款国民健康保険事業費納付金は県から提示されるもので、県全体の保険給付費の推計を基に、各市町村の令和4年度の給付実績及び過去2年間の医療費指数と所得係数、被保険者数の推計等を用いて算出した金額となります。

1 項 1 目一般被保険者医療給付費分 2 億8,679万8,000円から19ページの3 項 1 目介護納付金分3,208万6,000円までの計 4 億1,697万6,000円が県への納付金総額となります。前年度より4,022万5,000円の減となります。現段階におきましては仮算定でありますので、6月の第2回定例会におきまして、県の本算定の納付金額により予算額を補正することとなります。

4 款 1 項 1 目共同事業拠出金は存目計上となります。

20ページをお開きください。

5 款 1 項特定健康診査等事業費2,350万9,000円は、特定健康診査及び特定保健指導等を実施するための費用であります。

5 款 2 項保健事業費は、保健指導に当たる保健師1人分の人件費、及び被保険者に対する医療費の通知、日帰り人間ドック60人分の委託費用を計上しており、日帰り人間ドックは3年に1回受診できる体制となっております。

21ページをご覧ください。

5 款 3 項健康管理センター事業費の1 目施設管理費351万2,000円は健康管理センターの維持管理費であり、電気料金の単価増などにより21万8,000円の増と見込んでおります。

23ページをご覧ください。

2 目保健指導事業費 2 万1,000円は、医療費が増えている被保険者に対し個別指導する経費となります。

6 款基金積立金と、24ページの7 款公債費は存目計上となります。

8 款 1 項 1 目一般被保険者保険税還付金150万円は、過年度分の異動等による被保険者に対する国保税還付金であります。

8 款 1 項 5 目その他償還金 1 万円は、国や県からの負担金及び交付金等の精算による返還金が生じた際に支払うもので存目計上となります。

25ページをご覧ください。

9 款予備費は5,384万3,000円となります。

26ページから35ページまでは国民健康保険業務を担当する会計支弁職員に係る給与費明細書等であります。後ほどご覧ください。

説明は以上となります。

続きまして、議案第17号「令和5年度会津坂下町介護保険事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

令和5年度会津坂下町の介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5,844万9,000円にしたいとい

うものであります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によりたいというものであります。

第2条は歳出予算の流用であり、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めたいというものであります。

第1号として、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用について定めております。

まず、概要をご説明いたします。令和5年度は第8期介護保険事業計画3か年の最終年度となります。本年度における65歳以上の高齢者人口は近年横ばい傾向にあり、それに伴いまして要介護認定者及び介護サービス利用者も横ばいとなっております。介護給付費は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、以前のような右肩上がりではない状態です。令和5年度は第8期計画の基本理念でもある、高齢者の社会参加による介護予防について、第9期の計画を見据えながら取り組んでまいります。

歳入では被保険者数を5,632人と推定し、前年より11人増となりましたが、普通徴収の割合の増加や滞納繰越分の収入見込額の減により、介護保険料総額は0.4%減、また国庫支出金等は第8期計画における見込額、及び保険給付費等に即した見込額により各項において計上しております。

歳出では、保険給付費については、第8期計画により令和4年度とほぼ同額、地域支援事業費は地域包括支援センターや成年後見制度利用支援事業費増等により1.5%の増を見込みました。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書の1ページをお開きください。総括の説明になります。

まず歳入です。

1款保険料から9款諸収入まで、歳入合計は23億5,844万9,000円であります。前年度予算と比較し1,559万9,000円の減で、率にすると0.7%の減であります。

次に2ページであります。

歳出であります。1款総務費から6款予備費まで、歳出合計は歳入合計と同じく23億5,844万9,000円あります。財源内訳は、国庫支出金が8億9,755万3,000円、その他の財源が5億9,972万7,000円、一般財源が8億6,116万9,000円あります。

3ページ以降は詳細の説明になります。

まず歳入です。

1款1項1目第1号被保険者保険料は、被保険者数を5,632人と推定し、所得による段階別人数を基に4億3,190万円を見込んでおります。

2款1項手数料のうち2目民生手数料60万円は、配食サービス事業の個人負担分の手数料であり、1回当たりの実費1,000円に対し300円のご負担をいただくこととなります。利用できる曜日を増やしたことにより9万6,000円の増を計上いたしました。

次に、3款1項国庫負担金、1目介護給付費負担金3億7,719万7,000円は、保険給付

費における国の負担割合を計上しております。

4 ページをお開きください。

3 款 2 項国庫補助金であります。1 目調整交付金は、市町村の財政力の格差等を調整し、介護制度の保険運営を安定的にするための交付金で 1 億 4,650 万 8,000 円を計上しました。

2 目地域支援事業交付金 2,661 万 6,000 円は、歳出における介護予防事業、地域包括支援事業の国の負担割合分を交付金として計上しております。

4 款 1 項は支払基金交付金であります。

1 目介護給付費交付金 5 億 8,606 万円は、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者の負担分として計上しております。

2 目地域支援事業支援交付金 1,366 万 6,000 円は、国の交付金と同様、歳出における支払基金の負担割合分を交付金として計上したものでございます。

5 ページをご覧ください。

5 款 1 項県負担金、1 目介護給付費負担金 3 億 2,824 万 2,000 円と、5 款 2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金 1,330 万 5,000 円につきましても、同じく県の負担割合分を計上したものでございます。

6 ページをお開きください。

7 款 1 項一般会計繰入金 3 億 6,022 万円は、市町村の負担割合を一定のルールに基づき一般会計から繰り入れさせていただくものであり、特に 1 目介護給付費繰入金 2 億 7,132 万 2,000 円は、介護サービス給付費の支出を前年度とほぼ同額と見込み、23 万 5,000 円減となります。

続いて、2 項基金繰入金 1,844 万円のうち 1,400 万円は、介護保険事業の安定した運営を確保するため取り崩すものです。また 444 万円は、市町村特別給付において、在宅寝たきり高齢者を支援するため介護用品の給付をするための事業費であります。

7 ページをお開きください。

8 款 1 項 1 目繰越金 5,000 万円は、国・県の介護給付費負担金が翌年度精算となるため前年度と同額を計上するものです。

以下、存目の予算計上でございますので、省略をさせていただいて、次に歳出のご説明に移ります。

9 ページをお開きください。

1 款 1 項は総務管理費になります。職員 5 人分の人件費及び事務費を計上しており、人件費の減や第 9 期計画の策定経費の増等により 3,678 万 4,000 円を計上いたしました。

11 ページをお開きください。

1 款 2 項は介護認定審査会費でございます。1 目認定調査等費 783 万 5,000 円は、介護認定に必要な書類作成の役務費・委託料を計上しております。

同じく 2 目認定審査会共同設置負担金 660 万 1,000 円は、会津若松地方広域市町村圏整備組合の要介護認定事務負担金であります。

続いて、2 款は歳出の 92.2% を占める保険給付費でございます。

2款1項介護サービス等諸費でございますが、6目までの合計が19億8,590万9,000円で、第8期介護保険事業計画を基に推計したところでございます。第8期計画においては、令和5年度は令和4年度とほぼ同額の給付額になるものと推計しており、内訳といたしまして、1目居宅介護サービス給付費は42万3,000円の微増となりましたが、2目地域密着型介護サービス給付費以降は前年度と同額の計上となっております。

12ページをお開きください。

2款2項介護予防サービス等諸費でございますが、こちらも令和4年度と同程度の見込みであることから30万円増の1,685万3,000円の計上となっております。

13ページをお開きください。

2款3項その他諸費164万2,000円は、国保連合会への審査支払手数料の支払いであります。

2款4項高額介護サービス等費5,168万3,000円、14ページの2款5項高額医療合算介護サービス等費637万7,000円についても、第8期介護保険事業計画を基に推計したところであります。

続いて、2款6項市町村特別給付費444万円は、在宅の寝たきり高齢者を支援するため介護用品の給付をするための事業費であります。

2款7項1目特定入所者介護サービス費1億805万8,000円は、令和3年の制度改正において利用者の負担分が増え、その分の公費負担分が減少したため851万6,000円減といたしました。

15ページをご覧ください。

3款1項は介護予防・生活支援サービス事業費であります。第8期介護保険事業計画に基づき、主に要支援者に対するサービス費などで4,575万円を計上しております。

16ページをご覧ください。

3款2項は一般介護予防事業費でございます。こちらは従来の一次予防事業を中心に、対象者の把握、予防普及、地域介護予防支援を行うことで455万円を計上しております。

17ページをご覧ください。

3款3項は包括的支援事業等費・任意事業費であります。地域包括支援センターの委託経費であり、1目総合相談費から3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費までを23万2,000円増の897万8,000円を計上いたしました。

4目任意事業費460万1,000円は、配食サービス、成年後見制度利用等に係る経費であり、配食サービスの利用できる曜日を増やしたことによる社協への委託費の増、給付費適正化の取組として、新たに給付費通知書を発送するための国保連への委託費の増等によるものです。

18ページをお開きください。

5目在宅医療・介護連携推進事業費は、地域包括ケア実現のために医療と介護の相互理解や情報共有を行うことを目的に703万6,000円を計上しております。

19ページをご覧ください。

6目生活支援体制整備事業費は、地域住民、高齢者、ボランティア等担い手体制の整

備を目的とし、生活支援コーディネーター業務を委託し、事業全般として783万1,000円を計上しております。

7目認知症総合支援事業は、認知症への総合的な支援のため相談員を設置し、事業全般781万7,000円を計上しております。

20ページをご覧ください。

8目地域ケア会議推進事業は、高齢者の自立支援のケアマネジメントや地域課題把握、地域資源発掘のための経費で60万7,000円、ケア会議専門員への報酬などが主なものになります。

4項その他諸費14万4,000円は、介護予防分の国保連合会への審査支払手数料の支払いであります。

21ページをご覧ください。

5項高額介護予防費相当事業8万4,000円は第8期介護保険事業計画の推計額、6項高額医療合算介護予防相当事業18万1,000円は前年度実績額により16万6,000円の増としたものであります。

4款1項1目還付金43万4,000円は過年度保険料の還付金を計上しております。

22ページをご覧ください。

5款基金積立金は存目計上、6款予備費は4,414万6,000円の計上となっております。

23ページから32ページまでは介護保険業務を担当する会計支弁職員に係る給与費明細書等でありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

説明は以上となります。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議といたします。再開を3時25分といたします。（午後3時10分）

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。（午後3時25分）

続けて説明をお願いします。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

議案第18号「令和5年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

令和5年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億933万3,000円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によりたいというものであります。

まず、概要をご説明申し上げます。

保険料率は2年ごとに見直すことが高齢者の医療の確保に関する法律で定められており、令和5年度はその2年目となるため、令和4年度と同額となり、保険料は均等割4万4,300円、所得割8.48%であります。

算出の基礎となります被保険者数は、対前年度比47人増の3,234人となりましたが、保険料負担軽減対象者の増加により、保険料総額は対前年度比が減となる見込みであります。

それでは、総括を事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書の1ページをお開きください。

まず、歳入です。

1款後期高齢者医療保険料から5款諸収入まで、歳入合計は2億933万3,000円であり、前年度予算と比較して912万円7,000円の増であります。

2ページをお開きください。

歳出であります。

1款総務費から4款予備費まで、歳出合計は歳入合計と同じく2億933万3,000円であります。財源内訳は、全て一般財源となっております。

3ページ以降は詳細の説明でございます。

まず、歳入であります。

1款1項1目後期高齢者医療保険料であります。被保険者数を3,234人と推計し、対前年度比47人増となりましたが、保険料の負担軽減対象者が84名増となったことで、保険料総額は対前年度比285万円減の1億4,356万3,000円を見込んでおります。

3款1項は一般会計繰入金であります。

1目事務費繰入金は、事務費につきまして一般会計から繰り入れるものであり、職員1名分の人件費を計上したことなどにより、940万6,000円の増となります。

同じく2目保険基盤安定繰入金になります。低所得者に係る保険料の減額分と、元被用者保険の被扶養者だった者に係る保険料の軽減による減額分を一般会計から繰り入れるものでございます。県負担分4分の3、町負担分4分の1となります。

以下は存目計上の予算計上でございますので、省略をさせていただきます。

6ページをお開きください。

歳出です。

1款1項は総務管理費で、事務費等の計上となっております。歳入と同様、人件費の計上により、940万6,000円の増となります。

次に、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金1億9,800万4,000円は、歳入予算の保険料、繰越金及び一般会計からの保険基盤安定繰入金を県の後期高齢者医療広域連合に

納付するための予算であります。

7ページをご覧ください。

3款1項1目保険料還付金70万円は、過年度保険料の還付金を計上しております。

9ページから16ページまでは、後期高齢者医療業務を担当する会計支弁職員に係る給与費明細書等であります。後ほどご覧いただきたいと思っております。

説明は以上となります。

◎議長（水野孝一君）

続いて、議案第19号から議案第22号までについて説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

お疲れさまです。議案第19号「令和5年度会津坂下町下水道事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

令和5年度会津坂下町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,880万円と定めたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によりたいというものであります。

第2条は、地方債でありまして、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」によりたいというものであります。

本年度の予算は、坂下西、坂下東及び坂下中央浄化センターの維持管理費や、県道会津坂下・会津高田線管路DB整備事業を含め、坂下西、坂下東及び坂下中央処理区の管渠埋設等に係る実施設計費及び工事請負費等を計上したものであります。

1ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

3ページをお開きください。

「第2表 地方債」であります。

公営企業債の借入限度額を1億8,220万円、資本費平準化債の借入限度額を200万円、公営企業会計適用債の借入限度額を1,160万円とそれぞれ定め、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

事項別明細書の1ページをお開きください。

歳入であります。

1 款分担金及び負担金から 7 款町債まで歳入合計が 6 億3,880万円でありまして、前年度比9,910万円の増であります。

2 ページをお開きください。

歳出であります。

1 款下水道事業費から 3 款予備費まで、歳出合計が 6 億3,880万円でありまして、その財源内訳は、国県支出金1億5,262万5,000円、地方債 1 億9,580万円、その他の特定財源 1 億4,153万7,000円、一般財源 1 億4,883万8,000円となっております。

3 ページをご覧ください。

歳入であります。

1 款 1 項 1 目負担金1,465万7,000円は、前年度比965万3,000円の増でありまして、新規賦課区域の面積増が主な理由であります。

2 款 1 項 1 目使用料、6,924万2,000円は、前年度比465万8,000円の減でありまして、供用開始区域拡大に伴い接続戸数は増加しておりますが、使用水量の減によるものであります。

2 款 2 項 1 目手数料、1 万円は、指定業者登録新規手数料 1 件を見込んだものであります。

4 ページをお開きください。

3 款 1 項 1 目土木費国庫補助金、1 億5,000万円は、前年度比1,450万円の増であります。

4 款 1 項 1 目土木費県補助金、262万5,000円は、前年度比45万7,000円の増であります。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、負担金、使用料、国・県の補助金、町債等の歳入合計が歳出合計に対して不足する場合に繰入れするものでありまして、1 億4,340万3,000円を計上いたしました。前年度比1,640万4,000円の増であります。

6 款 1 項 1 目延滞金から 5 ページ 6 款 2 項 1 目預金利子までは、存目であります。

6 款 3 項 1 目雑入6,306万円は、前年度比5,232万4,000円の増であります。主なものは、1 節雑入のうち、県道会津坂下・会津高田線管路 D B 整備事業に伴う水道工事負担金5,752万6,000円及び 2 節消費税還付金543万2,000円であります。

6 ページをお開きください。

7 款 1 項 1 目下水道事業債 1 億9,580万円は、前年度比1,050万円の増であります。これは、管渠埋設工事等事業費に伴う公共下水道整備事業債 1 億8,220万円、資本費平準化債200万円及び公営企業会計適用債1,160万円によるものであります。

7 ページをご覧ください。

歳出であります。

1 款 1 項 1 目一般管理費1,197万9,000円は、前年度比で633万円の減であります。主なものとしまして、12節委託料1,168万2,000円は、企業会計導入に伴う固定資産調査・評価に係る委託料であります。

1 款 2 項 1 目維持管理費7,194万9,000円は、前年度比704万5,000円の増であります。

10節需用費は1,239万2,000円であります。主なものとしまして、坂下西、坂下東及び坂下中央の各浄化センターに係る光熱水費1,198万4,000円、前年度比272万4,000円の増であります。

8ページをお開きください。

11節役務費75万9,000円は、各浄化センター監視システムの電話回線使用料及びスクラム等廃棄物の最終処分場への運搬料であります。

12節委託料は4,939万6,000円であります。その主なものは、処理場維持管理に係る委託料4,663万6,000円でありまして、坂下西、坂下東及び坂下中央の各浄化センターの維持管理費及び汚泥処分に係る処分費や運搬費などあります。

なお、浄化センターの維持管理については、同じ処理方式を採る金山町、昭和村との広域連携による共同発注により管理経費の削減に努めているところであります。

また、水道事業会計への使用料徴収収納事務委託費として、212万2,000円を計上いたしました。

14節工事請負費932万1,000円は、坂下西浄化センター原水ポンプ流量計更新及びブローア分解整備、坂下東浄化センターブローア更新工事、中央浄化センター古町川尻マンホールポンプ改修工事及びマンホールポンプ通信モジュール交換工事等の修繕費を計上しております。

1款3項1目建設費4億3,609万7,000円は、前年度比1億402万円の増であります。

9ページをご覧ください。

2節給料から4節共済費までは、職員3名分の人件費を計上しております。

7節報償費98万9,000円は、新規賦課区域の受益者負担金前納報奨金を計上しております。

10ページをお開きください。

12節委託料7,804万5,000円は、坂下西、坂下中央処理区の管渠埋設工事等に係る実施設計費並びに下水道台帳システムデータ作成に係る委託料等のほか、県道会津坂下・会津高田線管路DB整備事業に係る上水道事業の設計・工事監理等業務委託費用1,624万5,000円を含んで計上したものであります。

13節使用料及び賃借料145万5,000円は、コンピュータ支援設計ライセンス使用料及び受益者負担金システム賃借料等であります。

14節工事請負費3億1,758万2,000円は、県道会津坂下・会津高田線管路DB整備事業及び坂下西、坂下東、坂下中央処理区の管渠埋設工事や舗装復旧工事に係る工事請負費のほか、同じく管路DB整備事業に係る上水道事業分の工事費を計上したものであります。

21節補償補填及び賠償金1,535万円は、管渠埋設工事に支障となる水道管等の移設補償費を計上したものであります。

11ページをご覧ください。

2款1項1目元金は9,451万8,000円、2目の利子は2,408万1,000円でありまして、これはともに償還計画によるものであります。

3款1項1目予備費は17万6,000円を計上しております。

12ページから19ページにつきましては、給与費明細書であります。

20ページをお開きください。

債務負担行為に関する調書であります。令和4年度に設定いたしました県道会津坂下・会津高田線管路DB整備事業については、債務負担の期間が令和5年度から令和7年度であり、前年度末までの支出見込額はございません。当該年度以降の支出予定額は、9億1,513万3,000円となる見込みであります。

また、令和3年度に設定いたしました企業会計導入業務委託については、債務負担の期間が令和4年度から令和5年度であり、前年度末までの支出見込額が1,801万8,000円、当該年度以降の支出予定額は1,168万2,000円となる見込みであります。

21ページをご覧ください。

地方債に関する調書であります。令和5年度末の地方債残高は19億3,614万3,000円となる見込みであります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第20号「令和5年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

令和5年度会津坂下町の坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,544万6,000円にしたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によりたいというものであります。

第2条は、地方債でありまして、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」によりたいというものであります。

本年度の予算は、建物移転等の補償費、道路築造工事費等を計上いたしました。

1ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

3ページをお開きください。

「第2表 地方債」であります。

公共事業等債は、借入限度額を5,710万円と定め、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

事項別明細書の1ページをお開きください。

歳入であります。

1款国庫支出金から5款町債まで、歳入合計2億2,544万6,000円、前年度比3,652万9,000円の増であります。

2ページをお開きください。

歳出であります。

1款事業費から2款公債費まで、歳出合計2億2,544万6,000円でありまして、その財源内訳は、国庫支出金7,155万円、地方債5,710万円、その他特定財源といたしまして310万円、一般財源9,369万6,000円となっております。

3ページをご覧ください。

歳入であります。

1款1項1目土木費国庫補助金7,155万円は、前年度比1,804万円の増であります。

2款1項1目不動産売払収入308万2,000円は、前年度比131万4,000円の増であります。

3款1項1目一般会計繰入金は、国庫支出金、財産収入、諸収入、町債の歳入合計に対し不足する場合に繰り入れるものでありまして、9,369万6,000円を計上いたしました。

4款1項1目預金利子から、4ページ4款2項1目雑入までは存目であります。

5款1項1目土木債5,710万円は、前年度比1,360万円の増であります。これは、補助対象事業費の増によるものであります。

5ページをご覧ください。

歳出であります。

1款1項1目坂下東第一地区事業費1億6,908万6,000円は、前年度比4,888万5,000円の増であります。

1節報酬は、土地区画整理審議会委員及び評価員の報酬であります。

2節給料から4節共済費までは、職員1名分の人件費を計上しております。

10節需用費3万5,000円は、積算資料等の費用を計上しております。

12節委託料8,106万8,000円は、町管理地の除草等維持管理費のほか、建物等調査算定業務委託2件、画地確定測設業務及び実施計画書第3回変更業務に要する委託料を計上したものであります。

6ページをお開きください。

14節工事請負費2,991万5,000円は、区画道路築造工事及び仮換地造成工事等を計上いたしました。

18節負担金補助及び交付金512万3,000円は、道路築造工事に伴う水道管布設にかかる負担金を計上しております。

21節補償補填及び賠償金4,700万円は、建物移転等2戸2棟の補償費及び農業休止補償等であります。

2款1項1目元金は5,471万9,000円、2目利子は164万1,000円でありまして、これはともに償還計画によるものであります。

7ページから14ページまでは、給与費明細書であります。

15ページをご覧ください。

地方債に関する調書であります。令和5年度末残高は4億5,331万8,000円となる見込みであります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第21号「令和5年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

令和5年度会津坂下町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6,690万円と定めたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によりたいというものであります。

本年度の予算は、窪倉・合川・陣が峯城・長井の各浄化センターの維持管理費等を計上したものであります。

1 ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書の1 ページをお開きください。

歳入であります。

1 款分担金及び負担金から4 款諸収入まで歳入合計が6,690万円であり、前年度比54万円の減であります。

2 ページをお開きください。

歳出であります。

1 款農業集落排水事業費から3 款予備費まで、歳出合計6,690万円でありまして、その財源内訳は、その他の特定財源1,660万5,000円、一般財源5,029万5,000円となっております。

3 ページをご覧ください。

歳入であります。

1 款1 項1 目農林水産業費分担金5 万1,000円は、前年度比2 万8,000円の減でありまして、受益者分担金滞納繰越分であります。

2 款1 項1 目使用料1,655万2,000円は、前年度比79万円の減であります。これは糸桜里の湯の廃業が減額の大きな要因であります。

3 款1 項1 目一般会計繰入金は、分担金、使用料等の歳入合計が歳出合計に対して不足する場合に繰入れするものでありまして、5,029万3,000円を計上いたしました。前年度比27万8,000円の増であります。

4 ページをお開きください。

4 款1 項1 目延滞金から4 款3 項1 目雑入までは、存目であります。

5 ページをご覧ください。

歳出であります。

1 款1 項1 目一般管理費は48万3,000円であります。

26節公課費の消費税及び地方消費税44万8,000円が主なものであります。

1 款 2 項 1 目維持管理費2,576万7,000円は、前年度比245万1,000円の増であります。

2 節給料から 4 節共済費まで、職員 1 名分の人件費を計上しております。

6 ページをお開きください。

10 節需用費の456万2,000円は、4 か所あります浄化センターの光熱水費385万8,000円が主なものでありまして、前年度比76万5,000円の増であります。

12 節委託料923万5,000円ではありますが、4 浄化センターの維持管理費591万8,000円及び汚泥引抜運搬費212万円が主なものであります。

なお、維持管理費のうち窪倉及び合川浄化センターにつきましては、令和3年度より3年間の長期継続契約を締結、陣が峯城及び長井浄化センターにつきましても、同じ処理方式を採る金山町、昭和村との広域連携による共同発注により、それぞれ管理経費削減に努めているところであります。

7 ページをご覧ください。

13 節使用料及び賃借料19万8,000円は、業務用車両のリース料であります。

14 節工事請負費465万5,000円は、陣が峯城浄化センター非常用エンジンポンプ更新工事、窪倉及び合川浄化センターの照明器具交換工事等の修繕費であります。

18 節負担金補助及び交付金200万8,000円は、真木・津尻処理区処理場の維持管理に係る協定書に基づく喜多方市への負担金であります。

2 款 1 項 1 目元金は3,311万8,000円、2 目利子は733万2,000円でありまして、ともに償還計画によるものであります。

3 款 1 項 1 目予備費は20万円を計上しております。

8 ページから15ページにつきましては、給与費明細書であります。

16 ページをお開きください。

地方債に関する調書であります。令和5年度末の地方債残高は、3億3,009万6,000円となる見込みであります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第22号「令和5年度会津坂下町水道事業会計予算」について、ご説明申し上げます。

第1条、令和5年度会津坂下町の水道事業会計予算は、次に定めるところによりたいというものであります。

第2条は業務の予定量であります。給水戸数を5,538戸、給水人口を1万4,043人、年間配水量を172万6,000立方メートル、1日平均配水量を4,728立方メートルに、それぞれ予定したいというものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり定めたいというものであります。

収入につきましては、第1款水道事業収益を4億9,017万3,000円、支出につきましては、第1款水道事業費用を4億6,216万8,000円と予定したいというものであります。

次のページをお開きください。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり定めたいというものであります。

収入につきましては、第1款資本的収入を8,855万6,000円、支出につきましては、第1款資本的支出を2億5,071万3,000円と予定したいというものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,215万7,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金1億4,698万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,517万4,000円で補填したいというものであります。

第5条は、企業債でありまして、上水道施設整備事業債として起債限度額を5,630万円と定めたいというものであります。

第6条は、予定支出の各項の経費の金額の流用を、次のとおり定めたいというものであります。予定支出の各項は、営業費用、営業外費用及び特別損失であります。

次のページをご覧ください。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でありまして、その経費は、職員給与費の3,170万6,000円であります。

第8条は、他会計からの補助金でありまして、水道事業助成のための補助金額は883万7,000円であります。

第9条は、たな卸資産の購入限度額でありまして、限度額を453万円に定めたいというものであります。

次に、予算に関する説明書でございますが、1ページから2ページまでは予算の実施計画であります。

これにつきましては、16ページからの予算明細書でご説明申し上げます。

3ページをお開きください。

予定キャッシュフロー計算書であります。

予定キャッシュフロー計算書における資金は、貸借対照表における現金預金と同定義となります。資金期首残高は、貸借対照表上の令和4年度末現金預金残高8億1,795万1,405円と予定しており、資金期末残高は、令和5年度末現金預金残高7億6,310万476円と予定したいというものであります。

4ページをご覧ください。

令和4年度予定損益計算書であります。

次の5ページには令和4年度予定貸借対照表を、6ページには令和5年度予定貸借対照表を記載してございます。

7ページから13ページまでは、給与費明細事項であります。

次に14、15ページは注記表であります。

次に16ページをご覧ください。

予算明細書であります。その主なものについてご説明申し上げます。

収益的収入につきましては、1款1項1目給水収益の本年度予定額は4億1,933万3,000円で、前年度比2,200万5,000円の減であります。これは1節水道使用料でありまして、令和4年度実績見込額を基に計上したものであります。

1 款 1 項 2 目受託工事収益の本年度予定額は262万1,000円で、前年度比230万3,000円の増であります。これは、坂下東第一土地区画整理地内の区画道路 9 - 8 号線及び 6 - 17号線の給水管布設工事等を計上したものであります。

1 款 1 項 3 目その他の営業収益の本年度予定額は601万円で、前年度比5万5,000円の増であります。

4 節雑収益の309万円は、消火栓維持管理負担金、下水道及び農業集落排水事業特別会計からの使用料徴収経費負担金を計上したものであります。

17ページをお開きください。

1 款 2 項 2 目他会計補助金の本年度予定額は、前年度と同額の883万7,000円であります。これは、水道事業助成のための坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計からの補助金でありまして、企業債元利償還金の一部補助となっております。

1 款 2 項 3 目雑収益の本年度予定額は212万9,000円で、前年度比21万8,000円の増であります。これは、令和 5 年度一斉交換対象水道メーターの取替差益分の増、不用水道メーターの売却単価の増を見込んだことによるものであります。

1 款 2 項 4 目長期前受金戻入の本年度予定額5,048万6,000円は、現金を伴わない収入であり、負債の長期前受金に計上した未償却相当額のうち、当年度償却分を収益化したものであります。

1 款 2 項 8 目消費税及び地方消費税還付金の本年度予定額は68万4,000円、収入・支出の予算計上額を基に試算した結果、課税売上に係る消費税より、課税仕入れに係る消費税が多くなる見込みとなったことによるものであります。

1 款 3 項 2 目過年度損益修正益は、存目であります。

18ページをご覧ください。

収益的支出であります。

1 款 1 項 1 目原水及び浄水費の本年度予定額は 1 億8,986万7,000円で、前年度比52万3,000円の減であります。

主なものとしまして、24節動力費121万4,000円で、前年度実績見込額から試算し25万4,000円の増、31節受水費 1 億8,726万4,000円で、これは会津若松地方広域市町村圏整備組合からの受水費用でありまして、前年度実績見込量を基に算出し、88万円の減となりました。

1 款 1 項 2 目配水及び給水費の本年度予定額は4,927万1,000円で、前年度比317万7,000円の減であります。

19ページをお開きください。

17節委託料は2,511万3,000円であります。主なものとしまして、水質化学検査等は、3年に1度の全項目検査の必要がないことから、前年度比40万1,000円減の107万5,000円。施設管理は、中央配水場配水池のロボット清掃の実施などにより330万5,000円増の1,729万1,000円。メーター取替は、一斉交換対象メーターの個数減により、90万4,000円減の352万7,000円であります。

また、給水管布設替工事設計は、下水道事業施工区域内及び坂下東第一土地区画整理

地内分として134万7,000円。廃棄処分は、塩ビ管・ポリ管の処分費用として、187万3,000円を計上しております。

20節修繕費1,045万9,000円は、主なものとしまして、給水管等漏水修理及び一斉交換対象メーターに係る経費を計上いたしました。前年度比114万7,000円の減であります。

20ページをご覧ください。

48節工事請負費975万7,000円は、配水管布設替工事等に伴う給水管布設替工事費であります。

1款1項3目受託工事費の本年度予定額は262万1,000円で、前年度比228万8,000円の増であります。

1款1項4目総係費の本年度予定額は6,024万5,000円で、前年度比83万8,000円の減であります。

1節給料から21ページ6節賞与引当金繰入額までは、職員4名分及び会計年度任用職員1名分の職員給与費であります。

14節印刷製本費149万1,000円は、水道使用料関係の納付書及び検針における感熱ロール紙等を計上しております。

15節通信運搬費267万9,000円は、水道施設の電話料と納付書発送等の郵便料であります。

22ページをご覧ください。

17節委託料1,519万円は、水道検針業務及び水道業務システムの保守料等であります。

19節賃借料508万円は、水道料金システム及び水道用ハンディターミナル機器の賃借料等であります。

23ページをお開きください。

1款1項5目減価償却費の本年度予定額は1億4,646万2,000円で、前年度比123万2,000円の増であります。主なものとしまして、配水管等の構築物が1億3,935万1,000円、機械及び装置が542万4,000円あります。

1款1項6目資産減耗費の本年度予定額は225万1,000円で、前年度比1,739万円の減であります。これは、配水管布設替などに伴う減価償却費として、費用化されていない額を計上したものであります。

1款2項1目支払利息の本年度予定額は640万6,000円で、前年度比121万2,000円の減であります。企業債元金償還に伴う企業債利息であります。

1款2項2目雑支出の本年度予定額は303万4,000円で、前年度比87万9,000円の増であります。これは、令和5年度実施の水道メーター一斉交換対象の水道メーターの評価額が主なものであります。

24ページをご覧ください。

1款3項1目過年度損益修正損は、存目であります。

25ページをお開きください。

資本的収入であります。

1款1項1目企業債の本年度予定額は5,630万円あります。これは、水道施設等耐

震化事業及び坂下東土地区画整理地内における配水管布設工事に対する起債であります。

1 款 3 項 1 目他会計負担金の本年度予定額は1,792万4,000円で、前年度比1,437万6,000円の減となります。これは、洲走地内消火栓設置に係る一般会計負担金、下水道事業施工区域内における配水管布設替工事に係る下水道事業特別会計負担金であります。

1 款 3 項 2 目その他負担金の本年度予定額は60万6,000円で、これは、会津若松地方広域市町村圏整備組合・会津若松市・会津美里町・会津坂下町水道事業の技術的な連携に関する基本協定に基づいて実施する衛星画像解析による管路診断業務委託に対する事務負担金であります。

1 款 5 項 1 目寄附金は、前年度同額の25万円を計上いたしました。

1 款 6 項 1 目国庫補助金1,347万5,000円は、水道施設等耐震化事業の生活基盤施設耐震化等交付金であります。

1 款 7 項 1 目その他収入は、存目であります。

26ページをご覧ください。

資本的支出であります。

1 款 1 項 2 目メーター費の本年度予定額は5万5,000円でありまして、新規取付見込みを計上したものであります。

1 款 1 項 3 目固定資産購入費の本年度予定額は1億3,804万2,000円で、前年度比1億2,551万円の減であります。主なものとしまして、3 節構築物の配水管布設替等工事が7,279万9,000円。

27ページをお開きください。

中村減圧場の配水池築造工事基本設計委託料600万円、会津若松地方広域市町村圏整備組合・会津若松市・会津美里町・会津坂下町水道事業の技術的な連携に関する基本協定に基づいて実施する衛星画像解析による管路診断業務委託585万8,000円。4 節機械及び装置の管路管理システム導入費用1,595万円。5 節車両運搬具の給水タンク車2,673万8,000円。6 節工具器具及び備品の災害時応急給水組立式タンク 6 基分240万4,000円などを計上したものであります。

1 款 1 項 4 目消防施設費の本年度予定額は257万4,000円で、洲走地内消火栓設置に係る工事費等を計上したものであります。

1 款 1 項 5 目負担金の本年度予定額は5,752万7,000円で、管路DB整備事業に係る下水道事業特別会計への負担金を計上したものであります。

1 款 1 項 6 目リース債務支払額の本年度予定額は53万1,000円で、水道事業公用車リース代金を計上したものであります。

1 款 2 項 1 目企業債償還金の本年度予定額は5,148万3,000円で、企業債元金償還額を計上したものであります。

28ページをご覧ください。

実施計画説明資料であります。

(1) 収益的収支では、収益的収入4億9,017万3,000円、収益的支出4億6,216万8,000円で、差引き税込当期純利益は2,800万5,000円となり、消費税及び地方消費税資

本的収支調整額1,517万4,000円と貯蔵品に係る仮払消費税及び地方消費税41万1,000円を差し引いた税抜当期純利益を1,242万円と見込んだところであります。

(2) 資本的収支では、資本的収入8,855万6,000円、資本的支出2億5,071万3,000円で、差引き1億6,215万7,000円が不足いたします。その不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金1億4,698万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,517万4,000円で補填したいというものであります。

なお、補填財源の明細につきましては、補填財源明細書のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

以上をもって議案の説明を終わります。

これらの議案に対する質疑は、最終日に行います。

◎発議第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第8、発議第1号「会津坂下町議会の個人情報の保護に関する条例」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

13番、小畑博司でございます。

発議第1号「会津坂下町議会の個人情報の保護に関する条例」につきまして、提案理由の説明をいたします。

この条例案は、令和3年に個人情報保護法が改正されたことに伴いまして、町議会が地方公共団体の機関から基本的に除外されることとなるため、町議会が議会の個人情報保護に対応するための条例を新たに制定しようとするものであります。

内容につきましては、昨年来、議会全員協議会等で研究、協議を重ねてきておりまして、ご承知のことと存じますので、詳細な説明は割愛させていただき、概略の説明といたします。

条例案の構成は、6章56条から成り立っております。

第1章は、総則として、目的、定義及び議会の責務を規定しています。

第2章は、個人情報の取扱いとして様々な制限措置及び義務などを規定しています。

第3章は、新たに作成が求められることとなった個人情報ファイルについて規定しています。

第4章は開示、訂正、利用停止及び審査請求の手続につきまして、規定しております。

第5章につきましては、雑則として、適用除外等を規定しております。
第6章は、現行の条例と同様の罰則を規定しております。
なお、附則として、この条例は令和5年4月1日より施行するものいたします。
以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎議長（水野孝一君）

これより、本案に対する質疑に入ります。
質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、発議第1号「会津坂下町議会の個人情報の保護に関する条例」を採決いたします。
この採決は、起立をもって行います。
本案は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎請願の常任委員会付託

◎議長（水野孝一君）

日程第9「請願の常任委員会付託」を議題といたします。
去る2月22日の正午までに受理した請願は、お手元にその写しを配付しておりますので、請願番号、受理年月日、件名、請願者の住所・氏名、紹介議員名を職員に朗読させます。

◎書記（加藤秀法君）

請願番号第1号、受理年月日令和5年2月10日、件名「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書」。請願者住所氏名、福島県会津坂下町宇市甲3番甲3662、日本労働組合総連合会、福島県連合会両沼地区連合会議長、青木和久。紹介議員、小畑博司。

◎議長（水野孝一君）

請願第1号について、紹介議員の説明を求めます。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

13番、小畑博司でございます。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める請願につきまして、紹介議員といたしまして、請願の説明をさせていただきたいと思っております。

最低賃金の引上げについては、毎年、同僚議員の皆様の全会一致をもちましての採択を受けて、意見書の提出をいただいているわけですが、今や10円、20円、30円の引上げでは、生活がおぼつかないということも周知のとおりでございます。

現状を申し上げますと、福島県の最低賃金は現在858円。全国的に見ますと、上から35、36番目ぐらい、下から数えたほうが早いというような状況でございます。片や、東京、神奈川、大阪につきましては、もう1,000円を超えているというような現状があります。そんなことを踏まえまして、ぜひともこの請願を皆様によって採択していただきたいと思っております。

請願事項の一つとしては、福島県最低賃金は、早期に1,000円を目指し引上げを行うこと。特に、国際情勢に起因する急激な物価上昇や円安の影響により、働く者の生活はより厳しさを増しており、経済・物価上昇に合った賃上げが喫緊の課題である現状を踏まえるとともに、政府の骨太の方針2022で、早期に最低賃金全国平均1,000円以上となることを目指すとした政府の積極姿勢を重く受け止めていただきたい。

二つ目には、中小企業などが最低賃金引上げ原資捻出のため、価格転換をはじめとした環境整備の充実、強化を図ること。

三つ目として、最低賃金引上げは、賃金の多寡と人口移動の相関関係も示されており、労働力確保や人口流出抑制等も多様な政策誘導として取り組むこと。

最後に、四つ目として、福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、可能な限り早め早期の発効に努めること。

以上でございます。

皆様方の満場の賛成をいただきまして、採択していただきますようお願い申し上げ、説明といたします。

◎議長（水野孝一君）

この請願は、お手元に配付の請願文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎予算特別委員会の設置について

◎議長（水野孝一君）

日程第10「予算特別委員会の設置について」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第15号「令和5年度会津坂下町一般会計予算」から、議案第22号「令和5年度会津坂下町水道事業会計予算」までの8件については、委員会条例第5条の規定により、14人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第15号「令和5年度会津坂下町一般会計予算」から、議案第22号「令和5年度会津坂下町水道事業会計予算」までの8件については、14人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、委員を職員に朗読させます。

◎書記（加藤秀法君）

1番、目黒克博君。2番、蓮沼文明君。3番、物江政博君。4番、赤城大地君。5番、横山智代君。6番、渡部正司君。7番、佐藤宗太君。8番、山口 享君。9番、青木美貴子君。10番、渡部順子君。11番、五十嵐一夫君。12番、酒井育子君。13番、小畑博司君。14番、水野孝一君。

◎議長（水野孝一君）

お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり、14人を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

ただいま指名いたしました14人を予算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

予算特別委員会は、委員会条例第9条第1項の規定により、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて委員長との互選を行わせることになっておりますので、ここで招集の告知をいたします。

本日、本会議散会后、大会議室において予算特別委員会を開催し、互選の結果を議長まで報告願います。

互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が行うことになっておりますので、12番酒井育子君をお願いいたします。

◎散会の宣告

◎議長（水野孝一君）

以上をもって、本日の議事は全部終了いたしました。

3月3日から5日までは、休会であります。

3月6日は、午前10時より本会議を開き、一般質問を行います。一般質問は、2月16日の正午に通告を締め切っており、議員8名から通告を受けております。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後4時16分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年3月2日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員